

# 北海道議會時報

第二卷第十一號

昭和二十五年十一月

## 目次

◎第五回定例道議會	一
△提出案件	
△議事の經過	
△決議案	
△各派交渉會	
△昭和二十五年年度道費追加更生豫算その他に關する知事説明	
◎特別委員會	三
△豫算審査特別委員會	
△定數條例審査特別委員會	
△考查特別委員會	
◎常任委員會	三
△總務	
△民生	
△經濟	
△水產	
△商工	
△林務	
△開拓及び農地	
△土木	
△勞働及び建築	
△議會開發審議會	
◎會	三
△第八回「道北部七縣議會」協議會	
△北海道總合開發委員會	
◎雜錄	四
△議員の動靜	
△來往	
◎資料	五
△地方行政事務再配分試案	
◎附錄	五
△新購入圖書紹介	
◎附	五
△請願	
△陳情	

## 第五回定例道議會

第五回定例道議會は、十月二十一日開會せられた。今回は過般の地方税財政制度改正法律の施行に伴い、道税及び平衡交付金等財源の見透しを得て既定豫算に對し所要の改訂を行ったところの追加更正豫算その他の案件について審議が行はれたのであるが、開會初日に提出議案について知事の説明を聴取し、議案調査のため十月二十二日より四日間休會し、二十六日再會し本格的審議にはいつたわけである。先ず西村議員（社會）をかはきりに質疑にはいり、青少年不良化防止、失業對策、平衡交付金、教育政策等の諸問題について、活潑なる議論が交わされ更らに吉田（豊）議員（自由）よりは、自轉車登録番號標及び驅虫劑海人草問題をめぐつて鋭い追及があり、これが真相究明のため考查委員會を設けよとの重大發言があつて大きな波紋を投じたのであるが、豫算、職員定數條例等については、なお慎重審議の必要ありとし、特別委員會設置の動議が提出され、賛成があつてこれに決し更らに又吉田議員の發言を重視し考查特別委員會が設置されるなど、いまなお各特別委員會においては慎重な審議を續行せられているのである。

なお今議會に提出せられた案件並びにその経過はつぎの通りである。

### ▲知事から提出された議案

- 議案第一號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第二號 昭和二十五年北海道恩給基金歳入歳出追加豫算
- 議案第三號 昭和二十五年北海道小學校職員恩給金歳入歳出追加豫算
- 議案第四號 昭和二十五年北海道農産物検査費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第五號 昭和二十五年北海道水産物検査費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第六號 昭和二十五年北海道林産物検査費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第七號 昭和二十五年北海道醸造農檢査費歳入歳出追加更正豫算

- 議案第八號 昭和二十五年北海道模範林費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第九號 昭和二十五年北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第十號 昭和二十五年北海道醫科大學費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第十一號 昭和二十五年北海道病院費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第十二號 昭和二十五年北海道地方競馬費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第十三號 第三二六回北海道越債に關する件
- 議案第十四號 第三三一回北海道起債に關する件
- 議案第十五號 第三三九回北海道起債に關する件
- 議案第十六號 北海道起債議決變更の件
- 議案第十七號 北海道起債に關する議決取消の件
- 議案第十八號 北海道起債議決變更の件
- 議案第十九號 北海道起債に關する議決取消の件
- 議案第二十號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第二十一號 北海道二級建築士試験委員及び北海道二級建築士選考委員の報酬及び費用辨償條例設定の件
- 議案第二十二號 北海道建築業審議會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第二十三號 北海道建築業審議會並びに同委員の報酬及び費用辨償條例設定の件
- 議案第二十四號 北海道地方労働委員會の委員の報酬及び費用辨償條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第二十五號 精神衛生鑑定醫の報酬及び費用辨償條例設定の件
- 議案第二十六號 道金庫の設置並びに金庫事務取扱銀行に關する件
- 議案第二十七號 保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第二十八號 北海道立教員保養所使用料條例設定の件
- 議案第二十九號 北海道立水産試験場條例設定の件
- 議案第三十號 北海道家畜保健衛生所條例設定の件
- 議案第三十一號 北海道立診療所條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第三十二號 北海道立療養所條例設定の件

議案第三十三號 北海道立病院及び診療所使用料條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十八號 北海道農業試験場種畜使用料條例の一部を改正する條例設定の件

議案第三十四號 北海道立治療院條例の一部を改正する條例設定の件

議案第五十九條 北海道農業試験場家畜血統證明手数料條例の一部を改正する條例設定の件

議案第三十五號 札幌醫科大學條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十號 繼續費支出方法變更の件

議案第三十六號 北海道醫藥品検査濟證交付條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十一號 白糠郡白糠村、川上郡標茶村、夕張郡山仁村及び常呂郡常呂村を町とするの件

議案第三十七號 北海道水洗便所等取締條例設定の件

議案第六十二號 紋別郡下湧別村と常呂郡、佐呂間村との境界變更に關する件

議案第三十八號 北海道農産物検査條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十三號 稚内市と天鹽郡豊富村との境界變更に關する件

議案第三十九號 北海道林産物検査條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十四號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加更正豫算物件の無償交付に關する件

議案第四十號 北海道緊急造林獎勵條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十五號 北海道林業指導所木材加工手数料條例設定の件

議案第四十一號 玩具用普通火工品取締條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十六號 北海道林業指導所木材加工手数料條例設定の件

議案第四十二號 農業改良事業條例の一部を改正する條例設定の件

議案第六十七號 工事請負契約の締結に關する件

議案第四十三號 工事請負契約の締結に關する件

議案第六十八號 工事請負契約の締結に關する件

議案第四十四號 工事請負契約の締結に關する件

議案第六十九號 工事請負契約の締結に關する件

議案第四十五號 工事請負契約の締結に關する件

議案第七十號 小型漁船機關購入貸付條例設定の件

議案第四十六號 工事請負契約の締結に關する件

議案第七十一號 北海道觀光森林施設條例の一部を改正する條例設定の件

議案第四十七號 工事請負契約の締結に關する件

議案七十二號 財團法人北海道住宅建設公社に對し資金貸付の件

議案第四十八號 工事請負契約の締結に關する件

議案七十三號 前金拂の件

議案第四十九號 財産の取得に關する件

議案七十四號 一時借入金議決變更の件

議案第五十號 豫算外の義務負擔に關する件

議案七十五號 工事請負契約の締結に關する件

議案第五十一號 社団法人北海道信用保證協會資金貸付の件

議案七十六號 契約締結について同意を得るの件

議案第五十二號 信用保證損失補償に關する豫算外義務負擔の件

報告第一號 専決處分報告の件

議案第五十三號 工事請負契約の締結に關する件

諮問第一號 北海道準地方費道路の路線認定の件

議案第五十四號 北海道立農業試験場條例設定の件

▲議員から提出された決議案

議案第五十五號 北海道立種畜條例設定の件

決議案第一號 昭和二十五年地方財政平衡交付金の増額補正並びに

議案第五十六號 北海道立種畜條例設定の件

決議案第一號 昭和二十五年地方財政平衡交付金の増額補正並びに

地方債發行額の擴大措置に關する要望決議  
決議案第二號 第八回國民體育大會を北海道において開催要望決議

### ▲議事の經過

○十月二十一日午後零時五分開議 會議録署名議員の指名及び諸般の報告のうち、知事より議案第一號乃至第六十三號の提案説明があつて午後一時五分休憩、午後四時五分再開、議案第六十一號乃至第六十三號を一括議題に供し、委員會の審査を省略直ちに原案の通り可決し、議案調査のため十月二十三日より三日間休會、二十五日は日曜につき自然休會することを決定して午後四時七分散會。

○十月二十六日午前十一時五十五分開議 諸般の報告のうち、知事より追加議案第六十四號乃至第七十三號についてその提出理由の説明があつて午後零時休憩、午後一時四十五分再開、議案第一號乃至第六十號、第六十四號乃至七十三號、諮問第一號及び報告第一號を一括議題に供して質疑にはいり、西村議員（社會）より、

一、青少年の不良化防止について

- 1 十一月一日より實施される青少年不良化防止運動に道として豫算その他の面より何等の措置もなされていない。
- 2 學童の不良化防止対策及び退學處分に對する措置について。
- 3 不良青少年の就職についての措置、殊に勞働基準法の年令制限等による対策について。

二、各種工事の入札等について

- 1 電源開發による鷹泊えん堤工事の入札に當つては各種の事情によるものとして道内業者は指名されておらぬが、その條件の一つである業體の資本金ほどの程度を必要とし公稱資本金を指しているか、事實上の資本金か、又資本自體金融機關の裏付を必要とするか。
- 2 請負金額も略同一であつた議事堂工事の入札はどのような基準で落札契約をしたか。

- 3 入札前豫算價格が漏れたといはれているがこの事實の有無。
- 4 繼續工事については明年度は新に入札せしめるか、又は續けて實施せしめるか。

三、産業道路、觀光道路は現下の情勢より舗裝道路とすべきであると考へても道當局の意見如何

四、建築部の汚職事件について

- 1 住宅建設協會に對し如何なる理由により道の代行をなさしめたのか。

2 又この事件に關係のある道職員の今後の措置如何。

3 建設省資材課へ納入する金額中未拂金七百餘萬圓あると聞くもその措置如何。

五、失業対策等について

- 1 道當局においては九月以降最悪の一人一ヶ月の就勞日數を何日に保つ考へか。

2 失業対策費として三千萬圓を計上しているが如何なる基礎のもとにこれを計上したか。

3 冬期間における勞働賃金増額について中央とどのような折衝を行っているか、又道自體としてどのように措置しているか。

4 中小企業態の賃金不拂遲延等による勞働者の主食資金確保については如何なる措置をなしているか。

5 北海道地方勞働委員の職場追放については道當局は如何なる措置をなしているか。

六、北海道厚生農業協同組合連合會の解散による醫療施設は六十五ヶ所引き繼がれたのであるが、現在四十箇所であるこの理由如何、又共済組合等の未収入金の長期固定化、焦付に對する措置及び國保病院の代行による収入増加等については、いかに取計られているか、なお、四百萬圓の令達は二十五年年度における資金増額の基本的前提條件である

べきだと考えられるが、これに對する當局の決意如何。  
との質疑があり、知事より

一、青少年不良化對策については、その根本的な對策を講ずるためいろいろと努力中であり、これにより総合的な對策を考慮中である。なお豫算については今後追加計上した社會福祉司活動費等がそれである。

二、電源開發事業については、北海道初めての事業であり、又困難な仕事であるので各般にわたり關係者をして調査せしめ指名した。又建設省から指名にあつては指示があつた等の話もあるが、そんなことはない。更らに道の工事中事前にその豫定價格が漏れたといはれるが、そのようなことは決してないと信じておる。繼續事業の明年度の契約については現在考えていない、なお、本年度の工事は豫定通りでできるものと確信している。

三、産業及び觀光道路の件については、關係方面との交渉も必要なので二十五年度では一部施行、二十六年年度においてはできるだけ多く實施する豫定である。

四、住宅協會の代行については荷受機關、代金決裁等種々の事情より最も適當なものと信じ代行せしめたが監査不充分的點については誠に申し譯けない。尙道關係者の措置については目下其筋で取り調べ中であるのでその後でなければ確答は出来ない。

五、失業對策費三千萬圓は顯在失業者及び潜在失業者の數より共同作業所内職斡旋等の諸經費を計上したのであるが失業者の實態把握が困難であるため若し不足の際はどこからでも捻出して萬全を期する決意である。

六、貸金不拂對策については信用保證制度の擴充強化對策に含めて考えて行きたいと思つている。

七、レッドバーヂの問題については道としては委嘱した者が赤であると考えていながつたが事實上からこの様になつたので事情を目下調査中である。

八、厚生連の件についてはこのまゝ放置してをいては農村自體の醫療施設の衰退となるので措置したのであるがこれについても目下検討中である。

との答辯があり又教育長より

青少年の不良化防止については色々手は打つておる。しかし、その原因が複雑ではかゝしくないが縦横の連絡を密にして積極的に防止する考へである。尙退學については軽々しく取り計らわぬ様に又善道できる者はその様に注意することを考えておる。

旨の答辯があり蛭子労働部長より更に

一、働く青少年の保護については各種業態につき目下調査中であるのでこれにより善處する考へである。

二、失業對策については第一に就労日數最小限度十六日を確保する考へで努力しておる尙詳細は委員會で申述べる。

三、失業對策の豫算については失業者と事業量をみて必要あれば關係方面に接衝の上増額する考へである。尙冬期の賃銀については中央と交渉中である。

との補足答辯があり次いで林議員（民主）より

一、平衡交付金について

1 一般平衡交付金については知事は本道の特種事情を認められたと云つているがその金額から見ても充分であると思つているか。

2 特別平衡交付金の見透がはつきりせぬのに計上した理由及びその金額が確保出来ない場合の對策如何。

3 平衡交付金制度について知事は現制度で満足しているか、又改正の必要があると思つているか。

二、税收入中過年度滞納金収入を相當額計上しているがこれの基礎及びその確實性について説明せられたい。

三、豫算書中歳出の面について調査すると知事の三大政策に基く何等の進歩的な面が認められていないがこの點如何。

四、起債事業は相当量も多いが多期を迎えてこれを全て実行することが出来るか。

五、教員及公務員に對する給與面の改正及び年末一時手当等の支給による財源措置如何。

六、自轉車登録條例は公布より既に三ヶ月を経過しているが未だ之が實施されされていない理由如何。

との質疑があり、知事より

一、平衡交付金額には満足してはをらぬが全国的に見ると北海道の特殊事情が相當取り上げられている。

二、特別平衡交付金は見透はないが最小限度の必要性からこれを計上したのであるから了知の上議會でも協力願いたい。

三、税收入中過年度税收入については關係者の協力を期待して計上したのである。

四、起債による工事については豫め準備を進めてをるので實施できると考えている。尚北海道の特殊事情から會計年度の變更等も考えている

五、公務員に對する諸給の財源については平衡交付金、起債の枠の擴大等で考えている。

六、自轉車登録條例について全道は市長會町村會等で全道的に一定するという希望がでているので關係方面と折衝の上速かに善處する。

との答辯があり、ついで野口副知事より中央における平衡交付金、起債等についての折衝経過について説明があつて午後四時三十分散會。

○十月二十七日午前十一時五十分開議 諸般の報告のち、宮坂議員（民主）より、

昨日西村議員の質疑に對し労働部長より詳細は委員會において答辯するとの發言があつたが、これは本會議を冒瀆するものである労働部長及び責任者としての知事の答辯を求む。

との議事進行についての發言があり、労働部長より、

西村議員の質疑が廣範圍であるため答辯に數時間を要するので詳細は委

員會でと申上げたので本會議を無視したのではない。  
との答辯があり、知事より

労働部長は決して議會を冒瀆する意思はなかつたと認めている。今後充分注意する。

との答辯があり、更らに宮坂議員より  
労働部長は答辯に數時間を要するといふがこの際數時間を要しても答辯せられたい。

と發言があり、知事より

適當な時間に答辯せしめる旨の答辯があり、ついで昨日に引続き質疑にはいり、佐久間議員（自由）より

一、豫算執行面から見ると相當額の事業費が計上されているが、事業は豫定通り執行される見透しがあるか。

二、平衡交付金の本決定に當り、假法金を返済しなければならぬ四市十町五村があるが、何故にこのような誤差ができたか、又これに對する對策如何。

三、寶くじの消化は豫定の四〇％であるが、今後のこれに對する反省と不足財源措置如何。

四、職員定數について知事が先般説明せられた配置轉換はいかに進んでいるか、又最少限度何人が必要とするか。

五、中小企業體に對する金融對策は機械貸與に僅かより計上していないが今後信用保證協會に増額の意思がないか。

六、鮭鱒ふ化事業としての石狩川沿岸の對策如何。

七、教員講習旅費は一人五千圓以上となつてはいるが、これで満足しているか。

八、小・中學校の教員を文部省の基準まで増員できるか、できぬとせばその原因如何、又高校教員の超過勤務手当は規定通り支拂しているか

九、議會における教育常任委員會必要の有無についての考え方如何。

一〇、教員中豫備隊志願の全道的狀況を説明せられたい。

一一、廣川大臣來道の際、知事、副知事共不在であつたが、當時知事の  
用件及び出張先は何處であるか。

との質疑があり、知事より

一、工事の執行に當つては、豫め準備もしていたので完成できるよう努  
力する。なお會計年度の變更についても考慮している。

二、平衡交付金については、全國の知事が協力して極力中央に折衝して  
ゐる。

三、貸くじは、經濟狀勢の變化により消化が悪かつたと思つてゐる。今  
後の見透については慎重を期する。

四、人件費の節約については、充分考慮しているが、法令の改正又は緊  
急やむを得ない地方散在の職員及び技術面の増員である。

五、中小企業體の金融については、水産部門も考へてゐる。従つて今日  
の機械貸與は水産を切り離してゐるのでない。又特に凶漁對策費等も  
考慮されてゐる。

六、教員講習旅費は、一般旅費から出すこととしてゐるが額等について  
は検討する。

七、議會における教育常任委員會については、目下のところ考へていな  
い。

八、教育費については、勿論充分とは思へないが相當考へられてゐる。

九、農林大臣來道の件については、日程が度々變更したので以前差支な  
いものと約束した町村えやむを得ず出張した。なお、全道を出張する  
ことは、できるだけ全道を知つて道民のために働きたいとの考へから  
である。

との答辯があり、教育長より

一、教育常任委員會については、目下のところは考へてゐない。

二、教育旅費は實際不足しているので豫算の増額につき善處したい。

三、教員の増員については、速かに充實するよう努力中である。

四、警察豫備隊に教員が入隊したのは一七一名でこれによる教員の不足

は別の面で考へてゐる。

との答辯があり、水産部長より

一、石狩川鮭鱒ふ化事業は從來より悪くなつてゐることは事實だが、本  
年度は比較的豊漁なので豫定通り放流できると信じてゐる。

との答辯があり、更らに佐久間議員より

一、教員旅費については今後充分考慮せられたい。

二、人件費の節約については熱意を持つて當られたい。

三、農林大臣の件ばかりでなく道行政に充分熱意をもつて當られたい。

四、引續いて質疑に入り糸川議員（農協）より

一、廳内の民主化につき更に知事の努力を望む。

二、平衡交付金確保の知事の中央折衝は不充分である。

三、道民にあれ程期待をかけられていた貸付牛については誠に申し譯的  
なものであるこれに對していかに考へてゐるか。

四、酪農對策として種牝牛の豫算増額を考慮せられたい。

五、酪農検査條例は生産を阻害してゐる。本條例改廢についての意見如  
何。

六、家畜診療所の増設は當然必要なのに之に對する豫算が考へられてい  
ない。

七、本道の馬産獎勵についての對策如何。

八、牧野施設の對策について承知したい。

九、鮭鱒處分についての未収入金が豫算に計上されていない理由如何。

十、住宅建設公社についての貸付金の措置如何。

十一、職員定數條例については配置轉換についてのその後の狀況を承知  
したい。

十二、留萌燃料研究所のその後の狀況及び經營實態につき書面を以つて  
回答せられたい。

との質疑があり、知事より

一、廳内行政の民主化については、目に見えた方法で示す事はできぬが、それ／＼努力している、又今後このことについては充分措置する。

二、中央との折衝については機会あるごとに努力している。

三、貸付牛については勿論充分でない。然し財政的な裏付も必要とするので出き得る限り努力する。

四、酪農対策として種牡牛については今後尙検討するが今回は豫算措置はしていない。

五、酪農検査條例については目的はあく迄正しいと信じているが運営の面で研究すべきであるので目下検討中である。

六、家畜診療所の設置については五ヶ年で二五〇戸と考えている。

七、馬産奨励については農耕用を商工用とに分けて質の改良に向つて進みたい。

八、牧野施設対策については目下善處中である。

九、庶民住宅については申込が多いが土地、その他の関係で需給のバランスが取れていない、これについても研究する。

十、職員の定数については充分注意する。

十一、留萌人石工場の買収は建物契約完了土地も近く完了する。その上で燃料の化學研究その他の試験を行う豫定である。

十二、答辯があり、又水産部長より  
北水商事と公正證書による契約を行い十二月二十五日に支拂うこととし更に擔保として同社の六百四十萬圓の債権と家屋を提供させたが現在までの回収代金は十五萬圓で中々はかばかしくない今後努力する。

と補促答辯をなし  
更に經濟部長より  
一、貸付牛は今回一七〇頭の余裕が出来たので之を割當する。  
二、駒ヶ岳の農家については渡島支廳で調査している。  
三、農産物検査については検討する。

との補足答辯があり野口副知事より

住宅公社の償還については三十一年間無利子である。返還の長期であるのは家賃が高いので、この點を考慮している。

との補足答辯があり重ねて糸川議員より  
一、常に陣頭指揮すべき知事が中央折衝については緩慢である。

二、開拓行政のあり方について説明せられたい。

三、家畜診療所は経費がないと言うが前進的でない再考を望む。

四、人事の刷新については更に研究せられたらいい。

五、教職員の寒冷地手当の支給については知事は關心を持つていない。との質疑があり知事より  
一、中央運動の重要性は感じている。然し副知事と手わけをして行つたのである。

二、道の開拓行政については総合的に措置する。

三、家畜診療所については出来得る限り善處する。

四、教職員の石炭手当については生活費全體について目下考慮中であるとの再答辯があり糸川議員より  
廣川農相と會見出来なかつた理由如何  
との質疑に對し知事より  
大臣の日程が變更したので先約の町村へ出張したのだ、尙大臣に對しては詳細な書面を差上げ尙野口副知事が歸廳して會見している。

との答辯があり、次いで吉田豊吉議員(自由)より  
先般某新聞に某道議があるものと共同で海人草を道に賣り込みその利益を獨占したとの記事が出た私の調査でも價格その他の點で疑惑がある。

さらに自轉車登録條例による番號標をめぐり前代議士、某道議が同様疑惑の目を向けられている。これらにつき特別委員會を設置調査したいと思つているが知事の考えはどうか。

一、北水商事の未納金の措置如何。

との質疑があり、知事より  
一、北水商事の件については先に水産部長の答辯で省略する。

二、海人草については質疑の趣旨が了解出来ぬが道は公正な態度で臨んだものと信じている。自轉車のプレートについては質問の内容が不明なので答辯できぬ。

との答辯があり又衛生部長より

問題の海人草は品質も良く、當時市價に比して安價であつたので買上けて學童の驅虫劑の一つとしようとした。

との補足答辯があり更に野口副知事より

海人草については一應話はあつたが薬についての知識がないので衛生部長又は薬務課長に話して呉れと言つた。然し賣買についての命令も依頼もした事實はない。

との補足答辯があり午後五時十五分散會。

○十月二十八日午後一時三十分開議 諸般の報告のち今期議會は議事進行の状況より十一月六日まで九日間會期を延長することに決し次いで決議案第一號及び第二號を議題に供し共に全員提出であるので委員會の審査を省略直ちに原案通り可決した。次いで労働部長より西村議員の質疑に對する答辯につき發言を求められているのでこれを許す旨を告げ労働部長より既に質疑に對する答辯は終つていたので了承せられたい。

旨の發言があり引き続き質疑に入り四十榮議員（民主）より

一、朝鮮動亂後に於ける甚だしい木材價格の相場に對する道の對策如何

二、國有林の競賣制度の合理化に對する對策について。

三、木材についての金融對策を更に積極的に實施されたい。

四、木材倉庫の設置については木材移出港に木材倉庫を設置されたい。

との質疑があり、知事より

一、木材價格の暴騰については中央と折衝する豫定である。又この原因である需給のアンバランスを是正するため森林の培養を裏付とした合理的な増産に努め又競賣制度等についても關係方面と折衝する考えである。

二、競賣制度の合理化については夫々努力中である。

三、金融對策については目下關係方面と折衝中である。

四、木材倉庫については一部今議會に提案中であるがこれで満足しているわけではない。豫算關係より今後も考慮する。

との答辯があり、宮坂議員より

電源開發の鰯泊工事の入札は道外業者にのみ指名してているが建築士法の趣旨からも、又稅收入の面からも或は業者育成の面からも適當でない道内の同様工事には道の業者も活躍している現状から知事はどの様に考へているか。

との質疑があり知事より

業者の資本金、經驗その他について選定した結果たま／＼道の業者が除外されたので決して排除や育成を阻害するものではない。

との答辯があり次いで土木部長より

技術者の數、土木機械等よりみて道外業者を指名したのである。業者の育成については充分考慮している。

との補足答辯があり次いで本間與三郎議員（民主）より

今春の豫算道議會に於て消防施設補助費を一千萬圓計上する様希望條件を附したにもかゝらず今回五百萬圓より計上していないが次期に於て更に五百萬圓を計上するのか。

との質疑があり、知事より

財源の關係で要望通り計上できなかったが今後財源とにらみ合せて要望の線に添いたい。

との答辯があり次いで福島議員（無所属）より

一、公安條例設定の意思はないか。

二、屋外廣告條例設定の意思はないか。

三、平衡交付金及び起債の枠の擴大に努力せられたい。

四、農漁村同様道内各市の安定對策を講ぜられたい。

五、第八回國民體育大會についての決議をしたが道としてその受入の準備はできているか。

六、道營競輪は甚だしい赤字を出しているが、廢止する意思はないか。

ざる。又これらの支拂については手形を使用できぬものか。

七、監査委員の報告に基づく道としての措置を承知したい。

三、北水商事に係る鮭、鱒代金の未納金については同社の破産まで追うて支拂せしめる意思か。

八、徴税に對する人員その他の措置はなしているが二十四年度の滞納金に對する措置如何。

四、道の五百萬圓以上の請負工事についてその指名業者と落札業者の氏名を書面を以つて回答せられたい。

九、市内中心にある道の公宅を設備的にも地の利の上からも整備する意図はないか。

五、札幌市の南四條の露店商の移轉については強制的に之を行つたが南四條の交番については未だに移轉せしめていないがこの理由如何。

十、道職員中獨身者に對する指導方針等を承りたい。

との質疑があり、知事より

十一、農地委員會等に對する補助につき考慮されたか。

一、昨日答辯を保留した職員の出張は二月下旬機構改正の件で一名京都へ出張、三月下旬三名關西へ出張しており内一名が自轉車條例のことで關係者から陳情を受けておるが不正、不當の行爲は全然ない。

一、公安條令については研究しているが現在設定する考えはない。

二、海人草の問題については不正でないことは勿論、誤りでもないと考えている。尙今後の取り扱については慎重に行う考えである。

二、廣告條令については目下検討中である。

三、鮭鱒の件については既に水産部長から答辯しているので了解せられたい。

三、平衡交付金、起債の枠の擴大については全國的に一本となり折衝している。

四、土木に關する請負者の指名等の書類の提出については要求に應ずるとの答辯があり又衛生部長より

四、道内に於ける同一の自治體であるので市と町村は區別していない。

一、海人草の件については非常に良質のものであるので他に用途もあり又その數量が注文數にも達しておらぬので消化できるものと考へている。尙購入に當つては正當な手續を取つてから了承せられたい。

五、國民體育大會の受入體制の準備はできている。

との補促答辯があり、土木部長よりは

六、道營競輪についてはへい害を極力除き續行していきたい。

南四條の交番については夫々措置している。

七、監査委員の意見に基き善處している。尙例としてあけられた東京事務所の件については後日書面を以て報告する。

との答辯があり更に吉田議員より

八、道税収入についても後日書面を以つて回答する。

金庫に資金があり支拂し得る時は速かに支拂つているのでその措置を取つたのである。尙手形による支拂は官廳ではできないのである。

九、公宅の件については具體的な問題につき個々に處理していきたい。

との答辯があり、之に對し重ねて吉田議員より

十、獨身者の指導については期待に添うよう努力する。

鮭鱒の件について年内不拂の場合は會社の破産まで行くか。

十一、農地委員會の補助については現在市と町村が別々になつてゐるのであるが一本になることが適當と思はれるので補助も連合會を通じ一本とした。

十二月二十五日の支拂契約であるのでその結果によるものである。

との答辯があり、以上を以つて通告の質疑を了したので質疑終了に決し午後四時十二分休憩、午後八時五分再開議題の中議案第四三號乃至第四九號第六七號乃至第六八號第七五號は委員會の審査を省略して直ちに原案の通り可決、次いで佐々木(利)議員(民主)より、議案第一號乃至第一九號、

第五〇號乃至第五三號、第六〇號、第六四號第七二號は更に慎重に審議する必要がある、豫算審査特別委員會を設置せられたい、との動議の提出がありこれを諮つて設置に決し、次いで十五名の委員を選任右議案の審査を夫々付託し、續いて窪田議員(無所属クラブ)より、議案第二十號については慎重審査の必要がある、職員定數條例審査特別委員會を設置せられたい、との動議の提出がありこれを諮つて設置に決し、十一名の委員を選任議案第二〇號を付託し、引き続き各常任委員會に夫々該當の案件を付託することとし、總務委員會には議案第二一號乃至第二六號、第二八號、第七三號及び報告第一號を、衛生委員會には議案第二七號、第三一號乃至第三七號を、水産委員會には議案第二九號及び第七〇號を、經濟委員會には議案第三〇號第三八號、第四二號及び第五五號乃至第五九號を、林務委員會には議案第三九號第四〇號、第六五號第六六號及び第七一號を、商工委員會には議案第四一號を、土木委員會には議案第五四號及び諮問第一號を夫々付託し、更に日程に議案第七四號乃至第七六號を追加一括議題に供し、右のうち議案第七五號を委員會の審査を省略、直ちに原案の通り可決、次いで議案第七四號總務委員會に議案第七六號は商工委員會に夫々付託し、續いて西村議員(社會)より、昨日及び本日の本會議に於て、吉田豊吉議員の驅虫劑海入草の納入及び自轉車登録條例に基く登録番號標に關する發言を廻り、道政上甚だ不明朗なるものがあるかの如き疑惑を生じ誠に遺憾に堪えないものがあるので、この際この種事件の真相を究明することが緊要と思われるので、本議會に考査特別委員會を設けこれらの問題

を調査されたい、との動議の提出がありこれを諮つて設置に決し、十五名の委員を選任してこれが調査を付託し更に各委員會の付託案件審査のため十月二十九日より十一月三日まで六日間休會することについて諮りそのことに決したので、各委員會は審査の結果を再開日に報告することとして午後八時二十五分散會。

### ▲決議案

#### 決議案第一號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

昭和二十五年地方財政平衡交付金の増額補正並に  
地方債發行額の擴大措置に關する要望決議

政府はシャウアップ勸告に基く地方稅財政制度の改正を行い、昭和二十五年地方財政平衡交付金の總額を一千五十億圓を決定した外地方債發行額の總額を三百七十億圓と抑制したがその後において地方財政は各種法令の制定及び改正に伴う義務的經費の増加或は災害復舊事業其の他新規に負擔増加するもの累増し、加わらるるに職員給与改善實施の必要を目前に控えこれら負擔増加額は巨額に達し到底與えられたる財源を以つては經理困難であつて未曾有の財源難に達し向後の財政運営は今や破綻に瀕しつゝあるの實情である。仍つて政府はこの危急打開のため昭和二十五年において既定の地方財政平衡交付金の總額を増額補正するとともに地方債發行額の總額を増額する等速に適切妥當なる財源附與の措置を講ぜられたい。

茲に本議會の決議を以つてこれが實現を要望する。

昭和二十五年十月二十八日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿  
大藏大臣 池田 勇 人殿

地方自治廳長官 岡野清 豪殿  
地方財政委員會 野村秀 雄殿  
委員 長

内閣官房長官 岡崎勝 男殿  
衆議院議長 幣原喜重郎殿  
參議院議長 佐藤尚 武殿

右決議する

北海道議會

決議案第二號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

第八回國民體育大會を北海道において開催要請決議

國民體育大會を北海道において開催方に関しては、既に屢々要請しているところであるが未だその實現を見ないことは道民にとつて洵に遺憾とするところである。

今や本道は日本再建のホープとしてその開發が大きく取上げられているがその資源と特殊性を擁する實態を廣く全國のスポーツ界に紹介し、スポーツの振興を通じて本道の眞姿を理解せられるの機會を道民は待望している。

昭和二十八年の第八回國民體育大會は是非とも本道において開催するよう官民相呼應し誠意を以つて一切の施設に遺憾なきを期しており、食糧、交通その他諸般の事情も亦本道開催を可能ならしめている情勢に鑑み一舉に體育の大祭典である第八回國民體育大會（冬季、夏季、秋季とも）を本道において開催せられたいのである。

茲に本議會の決議を以つてこれが實現を要請する。

昭和二十五年十月二十八日

北海道議會議長 坂東秀太郎

日本體育協會々長 東 龍太郎殿  
文部大臣 天野貞 祐殿  
厚生大臣 黒川武 雄殿

右決議する

北海道議會

▲各派交渉會

第五回定例道議會交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○十月二十一日

一、坂東議長から昭和二十六年年度開發費及び災害復舊費等の中央折衝經過について報告した。

一、野口副知事から第六回國民體育大會派遣員旅費の道費支出について諒解を求めた。

一、道會開設五十年記念及び議事堂落成の式典は工事の都合上大體これを十二月十五日とし議長に一任する。尙引續き十二月道會を開催し得られる如くし又議員の勤績表彰は議長名をもつて行うこと。

一、八大都道府縣（東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、北海道）議長會に参加すること。

一、本日の會議は知事説明のみとし、尙二十五日まで休會、二十六日から大體三日間質問を行う。

一、議員退職に對する給與金又は記念品贈與の要旨及び程度について各黨において研究すること。

○十月二十六日

一、本年度地方財政平衡交付金の増額補正並に地方債發行額の擴大措置に關する要望決議案を全員提出とすること。

一、吉田（豊）議員發言にかゝる海入草及び自轉車登録番號標問題につき特別委員會を設置する必要の有無を各黨で研究すること。

一、明年度開發費豫算折衝につき必要に應じ各黨一名を上京せしめること。

一、議會委員會條例改正案及び會議規則改正案につき山口事務局長から

説明した。

○十月二十七日

- 一、道職員石炭手當寒冷地手當及び年末給與金の給與について必要により臨機措置方諒解を求めた。
- 一、第八回國民體育大會を北海道に開催要望決議案を全員提出とするにと。
- 一、今會期は議長において二十八日まで一日間延長したる旨を報告した後更に議事進行の狀況から十一月六日まで九日間を延長するに決した。
- 一、特別委員會として豫算委員會(十五名)及び職員定數條例委員會(十一名)を設けること。
- 一、吉田議員發言の海人草及び自轉車登録番號標問題究明のため考查特別委員會を設置するに決した。
- 一、本日で質疑を打ち切り明二十九日から休會、各委員會審査の上十一月四日再開すること。

### ▲昭和二十五年年度道費追加更生 豫算その他に關する知事説明

今回の追加更正豫算は過般の第七、第八國會に於て成立を見ました地方稅財政制度改正法律の施行に併い、既定豫算に於ける所要の改訂を行いますと共に財政需要と財源とについて更に慎重な検討を加えまして、當面急を要する經費の豫算化を圖つた次第であります。

顧りみますれば、本年第一回定例道議會におきまして私は昭和二十五年度豫算編成の根本方針と施策の重點に關して、概要を御説明いたしました際、三大重點政策として第一に電源の開発、第二に農村經濟の安定對策、第三に社會政策の推進この三つを強力に推進致したいと申し上げた次第であります。

第一は電源開發の問題でありますが本道の綜合開發を一步前進せしめるためには基礎施設の整備強化、特に産業開發の原動力であり、本道産業發

展の最大のウイークポイントである電源の開発が重點的に取上げられるべきは當然の事と思うのであります。

第二は本道人口の三七%、所得の二〇%の大きな比重を持つ農家經濟が二十三年度以降特に窮乏化の一路を辿つて参りました。したがってこれが安定策を講じ、その生産基盤を健全化して土地と勞働の生産力を向上せしめることは道民生活の安定、ならびに他産業の進展からみしても重點的に取上げられなければならないことも當然のことでありました。

最後に第三の社會政策の推進は、新憲法により保障されました道民の基本的人權を擁護し本道の遅れた生活文化を向上せしめかつ當面の經濟安定政策の社會的影響を緩和するためにも廣汎にかつ強力に取上げられなければならないことは改めていうまでもないところであります。

幸に致しまして道民各位の厚い御協力と道議會の絶大なる御支援によりまして、以上の三大重點政策は着々推進せられつゝありますことは誠に御同慶に堪えない所でありまして、私はこれを根幹といたしまして今後とも一層道政を強行推進して参りたいと注意しておるのであります。

然しその後の新たな客觀狀勢を検討してまいりますとなる程ドツゼラインに基づく經濟安定計畫によりまして終戦後のインフレは一應收束いたしました。日本經濟の安定から復興自主への展望は朝鮮問題を轉機といたしました。開けてきたとは申しますものの變轉極まりない國際狀勢を前に致しますと必ずしも容易でない事は皆さんのよくお想像のつく所でありました。例えば朝鮮問題による客觀狀勢の變化は本道の産業發展の上にとどのような影響をもつていかと申しますと、いわゆる全国の各産業部門をうるはし始めた特需總額は約二〇〇億圓に達したといわれていますが、本道の場合九月末現在では主として鐵鋼、木材部門などで二億五千餘萬圓、僅か全國の一角に過ぎないことに端的に現われていると思つております。私はここで特に注目せざるを得ない問題の第一點は本道の中小企業運命についてであります。皆さん御承知のとおり經濟安定期におきまして、經濟の矛盾のシワよせを最も深刻に受けますのは、特に中小企業であります。

が、本道の場合中小企業といはれておりますものゝ内、五人未満の零細規模のものは實に八一％でありまして、最近道内における企業整備もこの三月をピークにしまして、淘汰され減少しておりますもの中小企業の經營の悪化はさらに失業者を増大せしめ直接深刻な生活問題に結びついておりますのであります。特需景氣の余波が本道の中小企業に廣汎に波及してゆくことのみまだ遠い問題を考えますと中小企業振興對策は同時に失業防止も含んだ社會政策でなければならぬと痛感するのであります。

第二點はたゞに中小企業のみでありません。最近における農家經濟における經營悪化の實態につきましては昭和二十三年における本道農業手形の利用額は五二％、二十四年三〇％であることによつても明かでありまして潜在過剩人口の増大はその困窮化に拍車をかけている現狀であります。さらに、沿岸漁民の經營内容の悪化、生活の窮乏化の現象、過剩人口の壓力の問題につきましては、皆さんよく御承知のところでありまして。即ち最近の事情を検討いたしますと、實に「社會政策の推進」の一步前進としてこれら各種産業の對策を講ぜざるを得ないのであります。

かくして私は此度の追加更正豫算の編成方針と致しまして、三大重點政策を根幹とし特に前記の意味に於ける社會政策推進に重點を指向致した次第であります。なお新規事業につきましては、當初豫算編成後における社會經濟事情の變化にともない。眞に緊急やむを得ないもののみ限定し當初豫算の性格のもの、つとめてこれを抑制することとした次第であります。

以下歳入歳出追加更正豫算案その他につきまして、その大要を御説明申し上げます。

普通會計	十五億二百九十三萬圓
特別會計	一億八千百十七萬圓
合計	十六億八千四百十萬圓

次に普通會計の歳出の主要なものにつき順次その内容を御説明申し上げます。

先ず第一は中小企業振興對策についてであります。最近の金融事情は、中小商工業はもとより産業全般にわたつて非常に逼迫し、このまま推移いたしますならば極めて憂慮すべき事態の發生のおそれがありますので積極的に金融事情を緩和するため一億圓を北海道信用保證協會に貸付し、資力源泉を強化すると共に更に別案をもつて提出いたしましたとおり同協會に對し三億圓を限度とする信用保證に伴う損失補償をなしその機能の擴充強化により一般金融機關をして常時十億圓程度の資金を融通せしめ中小商工業等の振興を圖ると共に特に今回中小炭鑛、小口及び特殊金融をもこれが範疇に含めて失業防止等民生の安定に資せうとするものであります。

貸與機械の購入費

八百萬圓を

計上いたしました外

全村無燈火地帯たる東西島牧村及び初山別村に對する受電自家用施設助成費 四百萬圓

芦別幾春別川地區等の電源開發事業の萬全を期すための調査費 八百八十萬圓

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

次は農畜産業關係の經費についてであります。本年春以來各地に發生いたしました旱害並びに風水害及び七月下旬から八月上旬にかけて本道中部地區を襲つた水害の罹災農家につき種子購入費として三分作未滿のものについてはその全額を五分作未滿のものについてはその五割額を助成することとしこの經費に被害作物の病害虫豫防農藥代の五割助成等を合せまして 一千百二十二萬圓を

また農業經營の基礎確立のため重要な役割を果しつゝあります農業技術改良普及員二百五十名増員に伴う訓練講習會並びに技術普及宣傳費 四百六十二萬圓

馬の流行性脳炎及び傳染病の豫防並びに防疫に要する経費

千六百十二萬圓

月寒に家畜人工授精所を設置するために要する経費

二百十四萬圓

家畜衛生保健所四カ所の建設費

二百四十四萬圓

農業共済組合指導費

千四十五萬圓

優良種苗育成施設費

七百四十六萬圓

主要食糧供出督勵費

千四百七十一萬圓

道立農業試験場の發足に伴いこれが事業の充實を圖りますための経費

千五百二十一萬圓

農業試験場畜産部復舊費

七百五十萬圓

を追加工しそれぞれ事業の實施に遺憾のないようにいたしたのであります。

七千五百萬圓

次に林業關係経費につきましては民有林施業改善施設費において、この

程年間補助額が決定いたしましたのでこれに見合う道費負擔額を見込み

更に林業指導所附屬工場の施設擴充並びに改善費として

八百六十萬圓を

今回新に設置されました林業技術普及員六十三名及び林業經營指導員五十

五名の活動費

野鼠防除による森林保護施設費

六百九十四萬圓

木材及び木炭倉庫を東京に各々一棟建設する経費に對し六割五分の助成費

五百七十三萬圓

耕地防風林設置に對する助成費

四百二十五萬圓

を夫々計上いたしました。

二百萬圓

沿岸漁田改良のための助成費

一千萬圓

小型無動力船の動力化により生産の効率を高めるため機關購入貸付の経費

一千六十一萬圓

を見込みました外、水産試験場稚内支場調査船建造費

六百七十五萬圓

冬季における日本海、オーツク海の漁業取締のための備船費二隻分

三百四十四萬圓

本州各縣並びに道内各漁區間の入會調整を圖るための経費

百萬圓

等當面差置き難い経費を夫々計上いたしました。

次に土木費におきまして今回一億五百七十八萬圓を追加工したしてお

りますがその主なものについて申し上げます。

本年八月上旬の低氣壓及びキジヤ台風等による災害の復舊並びに應急工

費として

また沓形町外六カ村の道路側溝費

一千萬圓

市町村道路改良費に對する助成費

三千萬圓

技幸町外八ヶ町村の上水道新設工事に對する助成費

一千二百八十三萬圓

禮受港の災害復舊費

三百三十六萬圓

土工組合及び水利組合に對する灌漑排水工事費補助

千五百萬圓

耕地災害復舊費

三千百一十一萬圓

土工組合共済施設助成費

二百萬圓

等であります。

次は開拓農地關係の経費についてであります。入殖後三年以上を経過

し國の資金融通の対象外となつてゐるものの金融對策として新たに全國的

に實施される開拓者信用基金制度第二號基金としての助成費

三百八十五萬圓

開拓地常駐營農指導員の活動費

百十七萬圓

開拓審議會費

百十三萬圓

簡易軌道の維持改修に對する助成費

五百萬圓

分家入殖對策のための基本調査費

百二十八萬圓

北海道厚生農業協同組合連合會の經營する病院診療所運営費に對する助成費

四百萬圓

農業協同組合の健全なる發展を期するための經營改善指導費

二百四十八萬圓

農地委員會連合會助成費

百五十萬圓

を計上いたしました。

次は社會及び勞働施設費についてであります。

先ず生活保護費におきまして一億九千三百六萬圓を減額いたしましたのは生活保護法の改正に伴い従來道費負擔の居住一年未満の者に係る保護費は市町村が負擔することとなりこれに對し道がその十分の二を支出することになりましたので道において收入いたしました國庫負擔金相當額を減額いたしました爲であり又社會情勢の現段階に稽へ道立養老院を建築することとしこの經費七百七十四萬圓を計上いたしました。

次に要保護者の生活實態を把握しその保護に適切を期するため、これが調査委託費として二百四十八萬圓を計上いたしました。

身體障礙者福祉費 二百十五萬圓

社會保障綜合基礎調査費

百五十一萬圓

社會事業振興費

百四十六萬圓

法に基く災害救助費

六百七十二萬圓

國民健康保險振興費

六百三十九萬圓

をそれぞれ追加して社會福祉の萬全を期しますと共に失業情勢の深刻化に即應してこれが對策に遺憾のないようにいたしますため

緊急失業對策事業費

二千萬圓

失業土木事業費

一千萬圓

共同作業所設置助成費

四百萬圓

職業輔導所費

八百四十一萬圓を

計上し更に勞働情勢の現況に鑑み

勞政費

三百九十三萬圓

勞働教育費

四百十六萬圓

を追加いたしました次第であります。

次は住宅對策についてであります。本道の住宅事情の緩和を圖るために設置せられた住宅金融公庫より融資を受けて道民に住宅供給を目的とする北海道住宅建設公社設立に對し百萬圓の寄附行爲をなすと共にその建築事業に對し事業費の十二・五%の額を貸付いたしましたため四百萬圓を計上したのであります。

次は保健衛生費についてであります。

保健所の機能を十二分に發揮させますためには醫療機械等の設備を充實化することが肝要でありますのでこれ等の經費に廳舎修繕費等を合せて一千二百九萬圓を追加いたしますと共に、道立診療所を五カ所設置する爲の經費

四百萬圓

性病豫防費

三百六十八萬圓

函館に治療院を設置するための經費

七百二十三萬圓

精神衛生法に基く精神鑑定醫等の活動費

三百四十三萬圓

在宅結核患者に主食等の特配するに伴う經費

百二十八萬圓

本春道南及び羊蹄山麓等において發生した發疹チフス對策並びに上美流渡

礦等において集團發生した赤痢對策等の諸經費三千七百七十七萬圓

をそれぞれ計上いたしました。

なおそ族昆虫驅除費において二千三百七十四萬圓を減額いたしましたのは、傳染病豫防法の改正によりまして従來本事業は市町村に補助し、市町村をして實施せしめて居りましたが、今回人口一萬三千人未満の町村については、道において、また人口一萬三千人以上の市町村についてはそれらの市町村において直接實施することに改められましたので所要の豫算措置

を講じたのであります。

次は教育費についてであります、五億一千四百十四萬圓を追加計上いたしましたその主なものは、

學校教職員に係る石炭手当及び寒冷地手当 三億七千四百一十一萬圓  
へき地手当 一千五百萬圓の外

現職教員七千四百五十人に係る受講旅費四千四百七十萬圓を見込みますと共に

社會教育活動の中樞をなす公民館設置費補助として 三百萬圓を

また視覚教育の重要性に鑑みその活動費 二百五十四萬圓

を計上し、更に名古屋市において開催せられる第六回國民體育大會秋季大會並びに高田市及び八戸市において開催せられる同冬季大會への派遣費 五百三十三萬圓

學校給食補助費 二百九十六萬圓

教職員會館を三カ所設置するための経費 四百五十萬圓

新制中學校整備事務費 六百五十四萬圓

教職員共済組合費 一千六百五十八萬圓

高等學校々舎及び寮舎の修繕費 一千四十四萬圓

小樽千秋高等學校外一校の教室増築費 六百三十萬圓

旭川及び御影育嬰學校々舎等の買収費 二百五十三萬圓

をそれらに計上いたしましたのであります。  
以上の外當面急を要する経費といたしまして道職員に係る石炭手当及寒冷地手当 九千五百三十四萬圓  
同超過勤務手当 三千五百三十三萬圓  
道職員共済組合給與金 一千五百四十七萬圓  
本廳及び支廳の需用費 三千百九十萬圓  
職員増員に伴う経費 四千七百四十五萬圓  
近時重要性を累加して參つて居ります弘報活動の経費

總合開發促進費並びに同調査費 四百七十四萬圓

町村恩給組合補助 五百四十二萬圓

教育委員會委員選舉費 二千八百三十五萬圓

徴税諸費 四千一萬圓

國勢調査費 七千五百萬圓

昭和二十三年度において過納となつた警察連帶支辨金の返納金 一千二百二十一萬圓

北大法文學部及び室蘭工業大學に對する圖書貸付費 一千三百九十二萬圓

支廳々舎會買収費 六百萬圓

自治體警察及び消防職員の退職手当 三百五十萬圓

を夫々計上いたしましたして遺憾のないようにいたしましたのであります。 五百十五萬圓

次に歳入について御説明申し上げます。

先ず税收入につきましては、さきの議會において改正税制にもとずく道

税條例の議決を戴いたのであります、歳出需要を充足するため、更に慎重な検討を加えました結果現下の經濟情勢に照し、標準超過課税は極力これを避けなければならぬとの結論に達しましたので、標準税率に止めることとし、専ら課税標準の捕捉等による増収と、滞納繰越額の徴收整理に

重點置き、その増収を企圖し得るものについては、極力これが増加を圖つて收支の均衡保持に努めた次第でありまして、道税の總額は三十五億千

百三十八萬圓となり地方配付税を除いた既決豫算額に對比し七千三十七萬圓の増加と相成つたのであります。  
次にこれが内容を申し上げますと、  
第一に地方税法改正による税率の変更並びに課税標準の増加による増収は總額十億千七百二十萬圓でありましてこの主なるものは、  
入場税 三億四千三百九十一萬圓  
遊興飲食税 一億八千五十萬圓

自動車税 三千二十七萬圓  
 鑛區税 三千三百六十二萬圓  
 漁業權税 五百五十萬圓  
 狩獵者税 五百六十七萬圓  
 事業税 三億九千九百五萬圓  
 特別所得税 千七百七萬圓  
 等であります。

第二は過年度測定において課税標準の自然増によるもの一億千五百九十九萬圓でありましてその主なるものは

自動車税 六百八十三萬圓  
 事業税 千四百七十萬圓  
 不動産取得税 八千九百五十萬圓  
 等であります。

第三は滞納繰越の増収三億二千九百六十七萬圓を見積つたのでありますすなわち

入場税 千四百五十八萬圓  
 遊興飲食税 二千五百九十九萬圓  
 自動車税 五百四十四萬圓  
 鑛區税 千三百三十八萬圓  
 事業税 一億千五百九十四萬圓  
 道民税 四千七百七十六萬圓  
 家屋税 五百七十九萬圓  
 不動産取得税 六千三百二萬圓  
 木材引取税 千五百三萬圓  
 事業税割 六百八十三萬圓

等がその主なるものであります。

第四は地方税法等の改正による廢税に伴う減収は總額十三億九千二百四十九萬圓でありまして、この主なるものは

道民税 五億三千九百二十八萬圓  
 地租 八千六百十二萬圓  
 家屋税 一億千八百十三萬圓  
 鑛區税 三千四百九十七萬圓  
 酒消費税 一億六千十五萬圓  
 電氣ガス税 四千五百九十二萬圓  
 船舶税 六百三十萬圓  
 電話税 三千八百六十四萬圓  
 電柱税 九百六十二萬圓  
 不動産取得税 一億九千八百九十一萬圓  
 木材引取税 八千三十八萬圓  
 建物改修税 千七百七十九萬圓  
 余裕住宅税 千四百三十一萬圓  
 都市計畫税 四千五百五十五萬圓

となるのであります。

次は地方財政平衡交付金についてありますが本道の實情に適合した平衡交付金の交付方については本春以來各位の特段なる御協力を得て鋭意努力いたして參つたところでありまして幸い本道の積雪、寒冷、地域廣大等の特殊事情が相當程度、交付基準に於て補正されたことは洵に同慶に堪えないところであります。

而して今回普通平衡交付金については本道の基準財政需要額は六十億八千二百四萬圓、基準財政收入額は、十八億七千八百六十九萬圓、差引交付基準額は四十二億三百三十五萬圓と算定され、これに對する交付額は四十一億七千六百七十萬圓との見透しを得ましたのでこれを計上する外特別平衡交付金五億二千一萬圓を計上いたした次第でありまして、これが確保につきましては向後更に各位の絶大なる御協力を得て努力いたしたいと存する次第であります。

次は起債についてであります。

さきに要請中の起債分につきましては逐次承認せられて居るのでありますが、尙今後の接衝を要するものもあるものでありまして今回は取り敢えず承認すみのものにして追加を要するもの及び詮議見込薄のものにして一般歳入を以て振替施行を要するもの、措置を講じた次第でありまして差引一億六千九十九萬圓の起債減となるのであります。

次に國庫支出金において十六億九千四百三十三萬圓を、また、公營企業及び財産収入において四千八百八十一萬圓を、それら減額いたしましたのは前者は平衝交付金に吸収又は補助の打切乃至は國費經理に振替つたものがあるのに因るのでありまして、後者は貸くじ収入において年度内に當初計畫通り着行が困難となりましたので五千萬圓を減額いたしましたのに因るのであります。

以上の外

分擔金及び負擔金	五百萬圓
寄附金	二千二百七十萬圓
使用料及び手数料	減 四十三萬圓
繰入金	八百四十萬圓
繰越金	四億二百四十七萬圓
雑収入	一億三千七百八十七萬圓

をもつて收支の均衡を圖つた次第であります。次に特別會計について申し上げます。

先ず第一は林産物検査費會計についてであります。本年六月九日指定農林物資検査法が廢止され、これにかわる日本農林規格法の制定を見たのであります。この結果検査規格の一部が改正され、當初の見込みました検査數量中素材において二百萬石製材二十萬五千石が除外されることとなりましたのと、さきに改正をみました道條例により検査料金の引下げをいたしましたため、手数料収入に於て、當初に比し二割五分、この金額三千三百六十九萬圓の減收を來すこととなつたのであります。

従いまして本會計所屬職員七百六十四名中、二百三十一名を削減いたしますと共に支出の面についても仔細に検討を加え事業量相當額を見込むことといたしました。一面石炭寒冷地手當等當面の所要經費については前

年度繰越金を引當てとしてこれを計上いたしましたので、差引一千二百二十九萬圓を減額することとなつたのであります。

次に農産物検査費會計において、一千三十二萬圓を追加いたしましたのは過般設定をみました道條例により未粉並びに精製澱粉等の検査を実施することとなりまして、その収入を見込み、一方検査實施に要する職員三十名の増員費並びにこれが事業費を計上し、また酪農検査費會計において四百十八萬圓を計上いたしましたのは、さきに設定をみました道條例により、練粉乳の検査を実施することとなりましたので、これが収入を見込みこれに見合う検査事業費及び職員手當を計上したのであります。

次に模範林費會計において、二千七百十八萬圓、公有林費會計において四千七十萬圓をそれぞれ追加いたしましたのは、主として當面緊急を要する事業費を増額したのであります。

又病院費會計において一千百一十一萬圓を追加いたしました。その主なものは過般竣功いたしました鬼脇病院の醫療器械等の備品費四百七十八萬圓及び嘱託醫師の經費三百六十萬圓であります。

なお醫料大學費會計においては甲種看護婦養成所建築費二千萬圓を起債を財源として計上いたしました外、舊武德殿の買收費百五十八萬圓その他職員手當等を見込みました。

次に恩給基金會計において二千六百六十五萬圓を、また小學校職員恩給金會計において三千三百五十六萬圓を追加計上いたしましたのは恩給法等の一部を改正する法律により恩給額が増額改訂せられましたので所要の經費を見込んだのであります。

次は道職員定數條例についてであります。職員の増員については、もとより道民の負擔を可及的に輕減するため極力これを抑制することを原則といたして參つて居るのであります。法律政令等により事務の増嵩と共に職員の設置を義務づけられたものが乃至は診療所等の如く施設の新設に伴つて必要とする最低の所要人員はこれを増員せざるを得ないのであります。

- 1 而して知事の事務部に屬する職員につきこれを内譯別に申し上げます。法律政令等により職員の設置を義務づけられたもの 二百名

- 2 法律の制定並びに道條例の公布等に伴う新規事務に基くもの  
三百一名
- 3 國庫補助の確定によるもの  
五百三十一名
- 4 乳兒院等の如く施設の設置に伴うもの  
百二十七名
- 5 總合開發等重要事務の増嵩に伴うもの  
二百四名
- 6 その他  
百八十九名

又一面統制撤廢等事務量の減少乃至は廢止に基く減員の總數は七百五十三名となるのでありますが、この外極力事務の合理化を圖つて職員を縮減を企圖いたしました。更に百四名を減員することとした結果六百九十五名増となり、また教育委員會の事務部局に屬する職員に於て十二名の増員を見たのであります。

次に白糠郡白糠村、川上郡標茶村、夕張郡山仁村及び常呂郡常呂村を町とするの件について御説明申し上げます。

先ず白糠村は釧路國支廳管内の西南部に位し、面積七百七十四方粒戸數三千三百戸、人口一萬七千二百餘人を擁し、石炭礦業をもつて知られ近時林業、水産業、農業等の進展に伴い、商工業も逐次發展して村勢は頗に充實を見るようになったものであり、また標茶村は釧路國支廳管内の南東に位し、面積九百三十方粒、戸數三千四百餘戸、人口一萬二千七百餘人を擁し、主畜農業地帯として知られて居りますが、近時製糖、纖維工業をはじめ、製材製炭業等の勃興乃至は戰後開拓者の入地等に伴つて急激に發展充實して居るのであります。

次に山仁村は空知支廳管内の南部に位し面積百三十四方粒、戸數三千二百餘戸人口一萬二千七百餘人を擁し、本道農村中においてもその開拓の歴史を誇る穀倉地帯として知られておるところであります。近時畜農業を採用又農業振興五カ年計畫を樹立し、その實施に伴つて商工業も逐次發展して參つて居るのであります。更に常呂村は、網走支廳管内オホーツク海沿岸の略々中央に位し、面積二百八十四方粒、戸數千六百戸、人口九千有餘人を擁し、サロマ湖及びオホーツク海魚田による水産業と二千五百町歩餘に及ぶ農耕地による馬鈴薯、雜穀の生産をもつて知られて居るところであります。逐年商工業の發達を見、近年漁港の修築或は耕地の改良工

事等により一層本村の懸案事業も着々その緒につき、急激に發展充實を見つつあるものであります。

以上の各村におきましては村民の強い要望にもとづき、この際町に昇格を計り住民の自治意識を昂揚して今後の發展を期せんとする意圖のもとに各村共村議會において満場一致の議決を経て申請があつたものであります。道におきまして、各村の實態につき夫々調査致しました處、何れも「町としての要件に關する條例」に定める諸要件を具備してあるものと認められますので、ここに提案いたしました次第であります。

次に紋別郡佐呂間村との境界變更に關する件及び稚内市と天鹽郡豊富村との境界變更に關する件について御説明申し上げます。

下湧別村より佐呂間村へ編入しようとする床丹部落は、農業を主體とし戸數百七十六戸、人口千四百四十四人を擁しており、また、豊富村より稚内市へ編入しようとする地域は、通稱、曙、天興部落と稱し、その戸數四十六戸、人口二百八十八人を擁する純農業部落であります。

右は何れも編入しようとする市、村の境界に接しており、本村の役場との距離は二十村から三十六村を距つて居るのみならず、住民の日常生活上の便宜はもとより、その經濟圏もこれらの市街と直結して居る實情よりいたしまして、現地住民の強い要望にもとづき、關係市村の協議が相整いまして市村議會満場一致の議決により申請のあつたものであります。その情況より見まして境界を變更することが適當のものと認められますので、ここに提案致した次第であります。

以上の中白糠村外三カ村を町とする件については、關係村からの強い要望もあるので、昭和二十五年十一月一日から、その他の二件の境界變更に關する件については、北海道教育委員會委員選舉の關係もあるので、昭和二十五年十一月十五日から施行することと致したいと存じますので、この點お含みの上よろしくお願い致したいと存じますのであります。

以上は、今回提案いたしました豫算案等の概要につきまして、その大要を申し述べましたが、なお詳細については、御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申し上げたいと存じます。

附帯議案と共に何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

## 特別委員会

### ▲豫算審査特別委員会

○十月二十八日午後八時四十五分議場で開議、年長の故をもつて、渡邊(駒)委員が委員長職務につき、委員長の互選方法について詰つたところ、高橋(辰)委員より委員長の互選はこの場合指名推薦の方法によることとし、本委員の指名に一任されたい旨の動議を提出、賛成があつてそのことに決し、高橋(辰)委員より委員長に渡邊(駒)委員、を指名、異議なくそのことに決定、次いで副委員長に糸川委員を選任して午後九時散會。

○十月三十日午前十一時議場で開議、民生、衛生、労働、土木、農地、水産、開拓各部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後零時三十分休憩午後一時三十分再開、引續いて土木、農地、水産開拓各部所管の豫算内容につき質疑應答があつて午後四時三十分散會。

○十月三十一日午前十一時議場で開議、昨日に引續いて商工、經濟、林務及び建築の各部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後零時三十分休憩、午後一時三十分再開、引續いて林務、建築の兩部所管の豫算内容につき質疑應答があつて午後四時散會。

### ▲定數條例審査特別委員会

○十月二十八日午後八時三十分第一委員室で開

議、年長の故をもつて、藤田委員が委員長の職務につき、委員長の互選方法について詰つたところ、齋藤(正)委員より委員長の互選は、この場合指名推薦の方法によることとし、本員の指名に一任されたい旨の動議を提出、賛成があつてそのことに決し、齋藤(正)委員より委員長に藤田委員を指名、異議なくそのことに決定、次いで副委員長に武田委員を選任して午後八時四十五分散會。

○十月三十一日午前十時三十分第一委員室で開議、本委員の審議方法について協議、その結果常局より本廳各部課、支廳及び各解ごとの現在定數と現員の状況、これに今度の定數配置見込と、供出定數の配置見込に關する資料の提出を求め、その上で検討することを決定して午前十一時二十分散會。

### ▲考查特別委員会

二十七日の本會議で吉田(豊)議員(自由)より「海人草の道への賣込み及び自轉車のナンバープレートにからまる某道議の不正事件を究明するため特別委員会を設置せよ」との要求があつたので、二十八日の各派交渉の結果、各黨代表者協議會を開き、吉田議員より實情を聴取することとなり、その席上吉田(豊)議員は、某氏より吉田議員宛の手紙の要領について、

- 一、自轉車登録條例施行に當り某黨某道議及び某前代議士がある業者の利益のために活躍したことから發する。

一、某道議が某業者から請託を受け運動資金として若干金額を受け取つた、そのうち一

部は某黨の某事務長に渡されており、半分は某道議が受取つてゐる。

- 一、これに關係してゐる某前代議士は勿論、道議が四人許りで名前をハッキリ示してゐる。

一、更に某道議は他の某業者に誘惑の手を伸べ、或る金額を出せと申し入れたことがある。

一、更に某道議が某新聞社の支局長に對して或る金額でこの權利を譲渡するから購入しないかと申し入れたが、本人は高きに失するといふので種々折衝して何百万圓かに話を決めた、なお、契約書の形式でなく男同志の口約をしたに過ぎない。

一、更に某道議は自己單獨で金を處分するのでなく何名かの道議にも分配するから一人當りにすればたいした額にはならないと云つた。これは自己一人で金を取るのは如何と考へたので他の道議の名前も連ねてその道議に迷惑を與へたと思慮する。

一、調査特別委員會の設置の際は以上の點を詳細話すといふ注目すべき發言を行つたので協議の結果、その真相究明のため同日召开特別委員會の設置を決定した。

○十月二十八日午後八時三十分議長室開議、年長の故をもつて平田委員が委員長の職務につき、委員長の互選方法について詰つたところ、三澤委員より委員長の互選は、この場合指名推薦の方法によることとし、本員の指名に一任されたい旨の動議を提出、賛成があつてそのことに決し、三澤委員より委員長に平田委員を指

名決定し、次いで副委員長に宮津委員を選任して午後八時五十分散會。

○十月三十日午前十一時三十分議長室で開議、驅虫劑海人草及び自轉車登録番號標にからまる不正事件真相調査につき、委員會の運営方法について協議の結果、吉田議員の發言に對する裏付けとなる資料の提出を求めことに決し、吉田議員より、資料（伊賀道氏より吉田議員宛の書翰）の提出があつて、これを朗讀、その結果、本資料による證人として伊賀道清一郎氏を喚問することに決定して午後五時四十分散會。

○十月三十一日午前十一時五十分議長室で開議、證人として伊賀道清一郎、森岡博、宮島敏雄、境一雄の四氏の出頭を求め、それぞれ證言を聴取して午後六時四十三分散會。

## 常任委員會

### ▲總務委員會

○十月二十日午前十一時二十分第一議員室で開議、常呂、標茶、山仁の各村長より、町制施行方について陳情を聴取、野口副知事より平衡交付金の獲得に對する経過及びその結果と特別平衡交付金の見透について説明、地方課次長より、白糖、標茶、山仁、常呂四カ村の町制施行、下湧別村と佐呂間村、稚内市と豊富村との境界變更について説明、岡委員より標茶、白糖、常呂各村の町制施行に關する現地調査の結果につい

て報告、町制施行及び境界變更の件については各派交渉會に諮り二十一日に本會議で決定することを申入れることとして、午後零時十分休憩、午後一時十五分再開、財政課長より二十五年道費一般會計追加更正豫算及び特別會計追加更正豫算について各部別ごとの説明あり、これに對する質疑應答のち、更らに道職員定數條例の改正について説明、ついで稅務課長より、昭和二十五年年度の徵稅につき説明があつて午後四時四十五分散會。

○十月三十一日午後一時四十分參與員控室で開議、付託議案の審議にはいり、議案第二十一號北海道二級建築士試驗委員及び北海道二級建築士選衡委員の報酬及び費用辦償條例設定の件外八件を原案通り可決して午後二時十分散會。

### ▲民生委員會

○十月二日午後二時第二議員室で開議、本間（與委員より網走、釧路、空知、帶廣地區の民生事業視察概要について報告があつて午後二時二十分休憩、午後三時十分再開、陳情及び請願の審査にはいり、陳情第一〇九號生活協同組合運営資金貸付制度設定に關する件採擇、請願第一九六號天鹽郡豊富村國民健康保險免診診療所新設に對する特別國庫補助金交付の件外一件採擇、請願第一一八號國民健康保險再建對策に關する件不採擇を、それぞれ決定して午後四時散會。

### ▲經濟委員會

○十月九日より十三日まで五日間にわたり、三

澤、時田、糸川、佐々木（美）の各委員は、喜茂別傾斜地試驗地、俱知安及び瀨棚の道直營原種農場の施設狀況並びに森町及び落部村の早害地帯について現地調査を行った。

○十月二十八日午前十時四十分第二委員室で開議、佐々木（美）委員より、森町落部村を中心とする駒岳山麓地帯の早害狀況調査の概要について報告、渡島支廳長より駒岳山麓地帯をめぐる森落部、砂原、七飯の各町村における、火山灰地帯の營農確立對策に次いで説明、これに對する質疑應答があり、次いで酪農品検査條例存廢問題について協議、このことについて畜産課長から酪農検査事業の必要性について説明、これに對する質疑應答があつて、その結果本問題の重要性に鑑み、小委員を擧げてなお慎重検討することに決定して午後四時三十分散會。

○十月三十一日午前十時三十分第二委員室で開議、付託請願、陳情及び議案の審査にはいり、請願第二三六號農業改良事業推進の件外三件採擇、請願第二二六號りんご、玉ねぎの生産検査廢止の件保留、陳情第一七五號牧野の改良助長に關する件外八件採擇、議案第三〇號北海道家畜保健衛生條例設定の件外六件を原案可決、議案第三八號北海道農産物検査條例の一部を改正する條例設定の件保留と、それぞれ決定して午前十一時三十分散會。

### ▲水産委員會

○十月十日より十五日まで六日間にわたり、石

田、高橋(源)、森川、朝日、中牧、棚川の各委員は、十勝支廳管内及び帯廣市における密漁対策及び孵化事業状況につき現地調査を行った。

○十月三十一日午前十時五十分水産部長室で開議、付託議案の審議にはいり、議案第二十九號北海道水産試験場設置條例設定の件を原案の通り可決、議案第七十號小型漁船機關購入貸付條例設置の件は、貸付期間三年を五年に修正可決、次いで陳情の審査にはいり、陳情第二〇六號沿海漁田施設改良につき道費助成の件を採擇して午後二時散會。

### ▲商工委員會

○十月二日午後一時四十五分第一議員室で開議古河北海道石炭協會顧問より、本道中小炭礦の現状に鑑み、金融の回滑化により經營の合理化を圖り得るので、充分價值ある炭礦に對し資金の緩和を圖るため、道として金融の特別措置を講ずることについて、舟橋北海道石炭礦業同交會々長により、中小炭礦に對する復金融資の打切により見返り資金その他設備資金は融資外におかれ、これが經營の合理化がはかどらない現況に鑑み、道において中小炭礦融資損失補償制度を創設し、これが金融の回滑化を圖ることについて、東峰稚内市役所より、天北炭礦の設備資金及びこれが開礦のつなぎ資金に對し道において特別措置を講ずることについての陳情をそれぞれ聴取して午後二時五分休憩、午後三時十五分再開、商工部長より、中小炭礦に對する

金融問題については研究中なる旨と、又札幌競輪については設備を充實する關係上本年開催は見合せ來年實施する豫定なる旨を報告、ついで商工部關係追加豫算の概要について説明があつて午後四時五分散會。

○十月二十六日午後零時四十五分第二委員室で開議、商工部長より北海道ソーダ株式會社設置の経過及び株式募集の状況について説明がありこれに對する質疑應答があつて、福島委員より高岡産業博覽會開催に對し道の特設館設置方の要望があつて午後一時三十五分散會。

○十月三十日午後一時五分第一委員室で開議、請願及び陳情並びに付託議案の審査にはいり、請願第二四四號受電自家施設に對し道費補助の件外二件採擇、陳情第一七四號海藻、加里ヨード生産に關する件外一件保留、陳情第二〇三號稚内炭礦再建資金特別融資に關する件採擇を、それぞれ決定、議案第四一號玩具用普通火工品取締條例の一部を改正する條例設定の件外一件を原案の通り可決し、次いで海産物取引所設置に關する建議案を提出する事を決定、商工振興課長より信用保證損失補償要綱案についての説明があつて午後二時五分散會。

### ▲林務委員會

○十月三十日午前十一時二十分第二委員室で開議付託議案の審議にはいり、議案第三十九號北海道林産物検査條例の一部を改正する條例設定の件外四件を原案通り可決して午後一時四十分

散會。

### ▲開拓及び農地委員會

○十月一日より十日まで十日間にわたり、平田委員長、小川、田中(三)、佐藤(初)の各委員は釧路國及び根室支廳管内の開拓状況について現地調査を行った。

### ▲土木委員會

○十月二十八日午後四時二十分第一委員室で開議、付託議案の審議にはいり、議案第六七號工事請負契約の締結に關する件外一件を原案の通り決定して午後四時二十九分散會。

### ▲労働及び建築委員會

○十月二十七日午前十時五十分労働部長室で開議、労働部長より勞政課及び職業安定課所管の道費追加豫算の内容について、労働教育課長より所管の道費追加豫算の内容について、それぞれ説明があつてこれを諒承、次いで請願及び陳情の審査にはいり、請願第一八八號北海道厚生共同作業組合に對し運轉資金融資の件保留陳情第七九號失業者の生活安定に關する件採擇を、それぞれ決定して午前十一時四十五分休憩、午後一時二十分再開、工營課次長より、工事請負契約締結に關する件外七件についての説明があつてこれを諒承、次いで請願及び陳情の審査にはいり、請願第一八二號道費による住宅建設助成に關する件不採擇、陳情第一四九號災害者住宅建設の件不採擇を、それぞれ決定して午後二時二十分散會。

### ▲道議會開發審議會常任委員會

○十月十八日午前十一時三十分議長室において開議、會長より上京中の打合せ事項を、各常任委員より調査審議の現況について夫々報告あり。

審議會今後に處する具體的意見の交換と調査年度區分等について委員間に種々論議が重ねられたのち、道開發委員會事務局堀次長より、道側における事務進捗状況及び本道を四ブロック別に區分内容等についての説明を聴取し一旦休憩道開發委員會委員との合同會議を開催し一層緊密なる連絡を保持し成果を圖ること及び審議會の運営、事務局機構其の他に關し種々協議打合せののち午後一時二十分散會。

○十月十九日午前十一時二十分開議前日に引き続き各常任委員の間に審議會今後の運営について協議の結果、常任委員全員各班に割振り分科會を設けて體制の強化充實を圖ることに意見の一致を見て各班所屬委員を次の通り決定し午後一時三十分散會。

第一農林水産班

渡邊(照)、糸川、荒、兒玉、委員

第二一礦工班

四十榮、齋藤(正)、齋藤(藤)、土井、委員

第三建設班

西田、佐藤(初)、岩本、朝日、委員

第四文化厚生班

窪田、西村、井川、委員

### 會 合

#### ▲第八回一道北部七縣議會協議會

○十月十日青森縣淺虫溫泉東興館において開催先づ櫻田青森縣議會議長、千葉副知事の挨拶があつて、本協議會の議長に地元の櫻田議長を推薦決定、前回協議會の経過について村上岩手縣議會議長より報告があり、ついで提出議案の審議にはいり、つぎの議案をそれぞれ可決し、次回は宮城縣において開催のことに決定して閉會した。

#### 提 出 議 案

- 一、不動産擔保による長期金融の途を講ぜられるよう要望する件 宮城縣
- 二、見返資金による三陸東海岸國道設定方促進について 同
- 三、看護婦養成所に對する國庫補助について 福島縣
- 四、國庫負擔率等算定方法公開について 岩手縣
- 五、資源調査に國庫負擔金を交付する件 同
- 六、國有林野内砂防工事實施促進に關する件 同
- 七、土地改良事業に對する國庫補助豫算の増額について 新潟縣
- 八、昭和二十六年年度農地關係豫算の復活要求について 同
- 九、六、三制學校建築費國庫補助について 同

- 一〇、給與ベース改訂並びに年末手當の支給に伴う財源について 山形縣
- 一一、國有林野内牧野の全面開放方を政府に要望するについて 青森縣
- 一二、昭和二十五年産米政府買入に五等級の設定について 同
- 一三、昭和二十六年産米に對する早場米獎勵金制度の存続について 同

#### ▲北海道總合開發委員會

○十月二十三日午前十時より道議會議事堂において道の總合開發の具體的計畫上の諮問機關である、北海道總合開發委員會が各委員、顧問、參與並びに道議會議開發審議會常任委員其他關係者多數列席のものに開催されたが、先づ田中知事より本委員會の性格についての説明があり、假議長を選任して委員長を互選の結果高岡熊雄氏に決定西川三次、堀義路、兩氏を副委員長に任命して議事に入る。

- 一、委員會運營要綱
  - 一、昭和二十五年總合開發調査に關する概要
  - 一、北海道總合開發調査費内譯
  - 一、五カ年計畫北海道總合開發第一次計畫作成の目的及作業經過
- についてその説明を聴取し活潑なる意見の交換があつて一旦休憩、午後一時再開、今後の運營方針各委員所管分擔等について種々懇談を重ね午後四時散會。
- 尙委員、參與及び顧問は次の通りである。



十月十日より三日間	道立公園視察のため (後志支廳管内)	議員 林謙二 渡邊三治
十月十一日より五日間	水産施設視察のため (帯広市及十勝支廳管内)	議員 朝日昇
十月十二日より三日間	保健所開所式出席のため (十勝支廳管内)	議員 田中巖
十月十五日より二日間	道議會事務打合のため (石狩支廳管内)	議長 坂東秀太郎

十月十七日より一日間	道議會事務打合のため (石狩支廳管内)	議長 坂東秀太郎
十月二十七日より三日間	保健所施設視察のため (上川支廳管内)	議員 小川吉雄
十月二十七日より三日間	保健所施設視察のため (留萌支廳管内)	議員 田中巖
十月二十八日より十日間	道議會事務打合のため (東京都及帯広市)	議長 坂東秀太郎

### ▲來 往

○福岡縣議會厚生常任委員一行六名は十月七日函館着で來道、勞働行政その他につき視察退道した。

○新潟縣議會農林常任委員一行五名は十月七日函館着で來道、水産行政その他につき視察退道した。

○福岡縣議會第一經濟常任委員一行六名は十月十四日函館着で來道、中小企業及水産業の状況につき網走、釧路國、根室、膽振各支廳管内を視察し二十三日退道した。

### 資 料

#### ▲地方行政事務再配分議案

地方行政調査委員會がシャウプ博士再訪問に當り行政事務再配分について如何なる構想を報告するかは關係者のひとしく注目するところ

であつたが、この記事は十月三日付自治日報紙上に掲載された同會議の議案として傳えられるものである。なお右委員會議事務局ではこの記事は同局の發表したものでないことを言明しているが内容については強てこれを否定もしていないようであるから、何れ近くこの議案についての詳細な具體的検討がなされ政府ならびに國會に對し正規の勸告が行われることと思われるので參考のため、その内容をつぎに掲載した。

#### 事務再配分試案

#### 考慮すべき原則

#### 前 提

行政事務の再配分の計畫を立案するに當つては地方自治の確立強化と行政責任の明確化を目標としなければならぬが、その際行政における能率的合理的運営の原則との間の調整について考慮することが必要である。

- 1 行政事務の再配分の結果、増大する市町村の事務のうち義務的處理を建前とするものは極力限定する。
  - 2 移讓された事務は行政の目的を達成するため必要最少年度の處理を確保して、できる限り簡單、明確にする。
  - 3 地方事務の擴充の強化に伴い民主的且つ能率的な地方公務員制度を確立する。
  - 4 事務再配分の實施に際してはある程度の過渡的措施を講ずることはやむを得ない。地方自治の強化、擴充の主眼が市町村に注がべきことはいうまでもないが、現状においては移讓事務の必要最少年度の處理も十分に可能であるかどうかについては疑問がある。
- 本會議としても町村の適正規模による再編成が積極的に推進されることを期待するが、これが實施されるまでの一定期間は暫定的に都道府縣が補足的に處理することとする必要があろう。

## 基本方針

### 一、事務配分の原則

地方公共團體に配分するのが適當である行政事務は原則としてその行政の運営に地方公共團體の住民を参加せしめ、眞に住民自身の行政であることを認識せしめることが必要である。

- 1 住民の日常生活に直接の利便を供するもの
- 2 主として地方的單位において行われるもの
- 3 金融および資金の全國的計畫
- 4 司法
- 5 公職審査書該當者の動靜觀察および外國人登録
- 6 國家警察および海上保安
- 7 郵便および電信電話
- 8 專賣
- 9 國有鐵道
- 10 全國的な統計
- 11 直轄河川および直轄國道
- 12 麻薬取締

- 13 國立大學、博物館、圖書館、研究施設および醫療施設

これらの事務は原則としてできる限り地方の事務として行わしめるのが望ましいが、種々の事情からみて一定の部分については國に留保することも差支えなからう。

- 14 醫師、藥劑師などの國家試験に關する事務
- 15 特許權に關する事務
- 16 國の航行、氣象および水路施設に關する事務

### 三、地方公共團體に配分すべき事務

國に留保される事務以外のすべての事務とする。

- 四、地方公共團體に配分された事務に對する國家關與

國の關與は基準の設定、情報の公開、技術的援助報告の聴取などの方法によることを原則とし、従來のような權力的關與をなし得る事務は極力整理して、例えば左によるような事務に止めるべきである。

- 1 勞働基準、職業安定及び勞働關係の調整に關する事務
- 2 全國的な傳染病豫防に關する事務
- 3 物資及び物價の統制に關する事務
- 4 食糧の供出に關する事務
- 五、府縣と市町村における事務の配分
- 1 市町村は住民に直結する基礎的の地方團體であるから地方公共團體の事務とされるものは

原則として市町村に配分するという方針をとるべきである。

- 2 府縣は市町村に對し上級の地方團體たる地位にあるものではないが、その地域的範圍において前者が後者を包括する關係にあるという意味において市町村區域を超えて處理しなければならぬ事務、市町村間の著しい不均衡を調整する事務及び市町村で處理することが著しく非能率的な事務が府縣に與えられるべきだ。

## 更に新たな財源付與

### 好ましくない交付金増額

#### 地方財政制度

#### 總説

本年度から實施された地方税法の改正によつて、地方財源が相當強化されたことは疑いないが、これはあくまで現行の事務配分を基礎として不足財源を補填したに止まる。

本會議の勧告の結果、相當程度事務が國から地方へ移讓されることとなれば、これに必要な財源は新たに地方團體に與えられなければならない。

財源付與の方式として平衡交付金の増額ということも考えられるが、當面は止むを得ずとも長期にわたつて平衡交付金と現在以上に増

額することは好ましいこととはいえないであらう。

何となれば地方財政總額に對して平衡交付金の占める割合が過大なることは、結局地方團體の中央政府依存をそれだけ強めることになり、運用の如何によつては地方自治の侵害をも引き起すことになるからである。

現に地方團體自身の事務となつたものについては、一般財源によつて裏付けされるのが當然でなくてはならない。かくて事務配分に伴つて先ず一般財源の強化、いいかえれば地方税の擴充が第一に必要であると考えられる従つて地方財政制度全般については事務配分後において當然再検討を要する事柄であるが、財政問題のうち差當り解決を要する問題として當面の國庫補助金の整理、災害復舊費國庫負擔及び地方債の三者が擧げられる。

### 國庫補助金

個別補助金の整理は既に二十五年度豫算においてシャウブ勸告の趣旨に即してある程度行われたが、種々の關係からなお相當部分が整理されるべくして未整理のまま残された。従つて別途進められてゐる事務再配分の高を想定しつつ當り二十六年年度豫算において現存の個別補助金に相當しい切つた整理を加えることを必要と考へるその方針は次の如きものである。

### 委託費は現状のまま

#### 金額補助金として存置すべきもの

國庫補助金としては次に掲げる三つの種類に限つて現行のまま存置することが適當である。

1 一般私人間の契約として全く同一の立場で同様な事項を國が地方團體に委託し、實費を支拂うもの、例えば二化虫驅除豫防試験事業委託費。

2 地方團體に對する地方税、賃借料、収益分配に相當するもの、例えば國營林野所在町村交付金。

3 豫算外交付金などによつて長期にわたつて既に國の債務となつてゐるもの、例えば戰死者地方團體歳入欠陥補填金借入金元利補給。

次に二十五年度豫算において委託費という名稱で残された金額補助金の中には從來國の事務を地方團體に委託して行つてきたものを相當含んでゐる。これを如何に扱つかは慎重な検討にまたなければならぬ問題であると考えられるので善當つての補助金整理に際してはこの種の委託費（國の統計、國會議員の選舉の委託費など）は現状のまま存置することにしたい。

#### 一部補助金として存置すべきもの

勸告に従えば一部補助金として残るものは新

しい進歩的な施策に對して獎勵的に與えられるものに限られるが、現在の實情を勘案して差當り來年度においては左に掲げる條件の何れか一つを充すものは獎勵的補助金とみなして存置させることを適當と考へる。

1 一部の地方團體に限られるもの  
2 臨時的なもの

なお現在金額補助金として残つてゐるものの中には實質は上述の獎勵補助金とみなすものがあり、これらはこの範圍に入れて存置させるを可とする。以上を通じ一部補助金は定率補助とするのが適當であらう。

#### 平衡交付金に移すべきもの

平衡交付金にうつすべきものは、  
1 右1、2以外のもの  
2 いわゆる補助職員設置のための補助金

特に補助職員費を掲げたのはこの場合に限つてはたとえ一部の地方團體に限られるものでも補助金としては存置させるべきではないと考へるからである。補助職員費というのは、地方團體の定員に關係のある常勤職員（給與額を補助金として交付するものをさす、完全な交付金制度が確立された時は問題はないが、尠くも現在はその財政需要測定法は必ずしも地方の實情に即せず、その結果一部の地方團體では前年よりも財源の激減となり重要な行政事務の若干部分を放棄するあるいはその質を著しく低下させ

ざるを得ない場合も豫想されないことはない。財政需要測定方法がある程度十分に確立されるまでの技術的便法として、平衡交付金の中に別枠を設け、特定の事務に限つて一般の平衡交付金と別の取扱いをする必要が考えられる。

## 健全な保障が必要

### 地方債

現行地方債制度には地方債發行を通じて中央政府の地方團體に對する過度の統制と不要の干渉が法律上にも實際上にも見られるのであつて財政上の地方自治を確立するためにはかかる制度は速かに改められなければならない。地方債の起債は地方團體の健全を保障する観点から法律で必要な最低限度の制限を設けるに止めるべきであつて、中央政府による無用の干渉は一切廢止すべきであるという基本的な立場に立つて次のように地方債制度を改めることが必要であると考えられる。

一、地方團體の公債發行および借入金制度に關する統一的法律を設けて、地方債の發行限度様式發行方法、償還基金制度等に關して規定し、地方財政の健全性を保つとともに地方債に對する信用力を向上すること。

1 地方債の發行限度は當該地方團體の公債費が過去三カ年の平均實行豫算（歳入總額

から地方債および借入金を除いた額）の〇％に相當する額にとゞめる。

2 地方債の償還年限は事業の性質および耐久力長短に應じて、最高限度を事業目的別に法定すること。

二、財政力が貧弱で信用力の薄い地方團體の地方債の發行を保障するために必要があるときは、地方團體の相互共済組織として地方團體中央金庫（假稱）を設置し、その借入を容易ならしめる手段を講ずることを考えられてよい。

三、これらの措置に伴い現行の地方債の發行總額の決定、許可などに關する制度はすべて廢止する。

### 災害復舊費

地方團體の財政収入は一般財源及び平衡交付金をもつて均衡を得るものとされ、その額は經常の財政需要を賄うに足るものを標準とするものである。従つて豫測しがたい災害の復舊に要する經費は地方團體の財政力をもつては賄う餘地が殆どないが地方自治の観点からいつて災害復舊費を全額國庫の負擔とし、地方團體が全然復舊費を負担しないというのは適當でない。地方團體はその財政力の許す限り、その一般的標準的な行政事務の遂行を著しく妨げられない程度において災害復舊費の一部を負担し、これを超える部分については國が全額を負担すべきである。

しかし災害復舊費について最も重要なことは國及び地方團體がその義務を忠實に實行することである。國が財政状態によつて當然支出すべき負擔を支出したり、しなかつたりして地方財政を不當に壓迫するが如きことは嚴に戒めなければならぬ。

1 災害復舊事業は災害發生の年を含めて二カ年ないし三カ年間で復舊を完了することを日途とする。

2 一カ所當りの復舊費が都道府縣においては十萬圓、市町村においては五萬圓に満たないものは、災害復舊とみなさないで、維持補修事業に含まれ全額地方團體が負擔すべきである。地方團體はこれを除いた災害復舊が當該地方團體の標準税率をもつて算定した普通税の前年度の収入見込額の一〇％を超えない場合はその全額を、超える場合には一〇％を負擔するものとする。

3 地方負擔額を除いた災害復舊費には國が負擔すべきである。この場合に國の財政計畫との關連を考慮して右の措置をとることとする。

(4) 國は過去三年間の國庫負擔の災害復舊費の平均額を豫算に計上しなければならぬ。

(5) 國は災害復舊費金特別會計を設け、豫算に計上された災害復舊費を同會計に繰り入れ、同會計から地方團體に交付することが

適當である。豫算に計上された災害復舊費が不足した場合は同會計は不足額を借り入れることができる。繰入金に剰餘金が生じた場合には積立金として翌年度に繰り越すべきである。

或いは特別會計の設置にかえ國庫負擔額の一部を一般會計から地方團體へ貸付けることも考えられる。個人財産たる農地の災害復舊については、國は農地については當該災害復舊事業の事業費の十分の五を負擔することに定める。

**實施措置**

本會議は右の制度をなるべく速かに實施することが望ましいと考へるがもし昭和二十六年に於いても國が資金計畫を作成し、地方債總額を一方的に決定する必要があるならば、さしあたり當面の措置として右の制度の趣旨とてい、觸しないように次のような方法をとることが必要であると思ふ。

一、現行の事業別の許可制度は廢止することとし、もし地方債の資金を預金部にあおく事が必要であるならば、地方財政委員會と預金部とが共同で各都道府縣分の起債額と各都道府縣内の市町村分の起債額とを決定し、その額内では地方團體の自由意思により任意の事業の起債を許すべきである。都道府縣内の市町村分の割當については、都道府縣知事が國の

方法に準じて行うものとする。

二、地方財政法に規定する起債の目的制限及び地方税法に規定する税率による起債條件を廢止し、地方債の發行を認めない場合のみを法律的に規定することに定める。

三、預金部は地方財政委員會と共同で地方債發行額を決定する際に地方團體の償還能力を檢討するにため、割當額内の起債の申込については融資を保證することとすべきである。

四、地方債の資金は預金部資金のみに限定せず住民からの直接公募及び交付公債を奨励すべきである。

**◎新購入圖書紹介**

圖書名	著者	著者
若き親衛隊 上巻	A・フアデエフ	著者
同 下巻	同 右	著者
新しい農業經濟	小森健治	著者
北海道海産動物圖説	山田眞弓	著者
北海道農業經營論	渡邊侃	著者
明治憲法論	藤田剛雄	著者
保全處分の研究	吉川大二郎	著者
「澄む」故郷の「ともしび」	與田準一	著者
恐慌とアメリカ	コロンビア大學同窓會	著者
情熱の旅路	アーヴィング・ストーン	著者
U・S・A	ドス・パソス	著者
トラストD・E	イリヤ・エレンブルグ	著者

青年の國アメリカ	アイニイ・パイル	著者
最後の章	公衆衛生行政	著者
家族形態と農業の發達	圖書の分類	著者
三民主義	受 精	著者
漫畫、童畫、版畫の描き方	學校圖書館學概論	著者
新式辭典	レクリエーション	著者
エネスコと諸君	ベートーヴエン	著者
續 原子力の將來	プラランク	著者
當面する農家の諸問題	學生の性科學	著者
眞實はかく作る	教育職員免許法	著者
日本職員録	改正地方税詳解	著者
地方秘の解説	新地方税解説	著者
中小工業と労働問題	アメリカ旅行手帖	著者
日本社會の家族的構成	社會學要綱	著者
皇道は遙かなり	俳句はこうして作る	著者
青年の國アメリカ	アイニイ・パイル	著者
最後の章	公衆衛生行政	著者
家族形態と農業の發達	圖書の分類	著者
三民主義	受 精	著者
漫畫、童畫、版畫の描き方	學校圖書館學概論	著者
新式辭典	レクリエーション	著者
エネスコと諸君	ベートーヴエン	著者
續 原子力の將來	プラランク	著者
當面する農家の諸問題	學生の性科學	著者
眞實はかく作る	教育職員免許法	著者
日本職員録	改正地方税詳解	著者
地方秘の解説	新地方税解説	著者
中小工業と労働問題	アメリカ旅行手帖	著者
日本社會の家族的構成	社會學要綱	著者
皇道は遙かなり	俳句はこうして作る	著者

大百科事典  
北海道史要  
北河川論  
草創時代に於ける札幌の工業  
國際連合大觀 上下  
國際文化叢報

平 凡 社  
竹 内 運 平  
水 谷 齎  
札幌商工会議所  
日本國際連合協會  
國際文化情報社

新生日本記録寫眞集  
文化財保護法詳説  
米國財政監督資料  
會計検査院年報  
第二十九回全國都道府縣  
議會議長會定例會會議錄

附 録

請 願

第五回定例道議會において各常任委員會に付託した請願は次のとおりである。

委員會	請願番號	件 名	請 願 者
開拓及農地	第三三三號	農地委員會北海道連合會に對し道費補助の件	農地委員會北海道連合會長 藤野直次
土 木	第三三四號	豊頃村石神一暮別町一宇駒島一似平一更別驛前間を準地方費道に編入の件	豊頃村長 佐藤義助
同	第三三五號	豊頃村宇豊頃一宇茂岩間の十勝川に恒久橋架設の件	同
經 濟	第三三六號	農業改良事業推進の件	北海道農業改良委員代表 太田信吉
土 木	第三三七號	美瑛市宇光珠一四二一線道路改修工事施行の件	美瑛市長 井外省吾
同	第三三八號	美瑛市沿岸道路を地方費道に昇格の件	同
總 務	第三三九號	帯廣市に教職員厚生會館設置の件	帯廣市長 藤外十二名
土 木	第二四〇號	町村道幌延南澤線改修工事繼續施行の件	幌延村長 松外十二名

委員會	請願番號	件 名	請 願 者
林 務	第二四一號	留萌市に道營木村倉庫設置の件	留萌市長 原田太八
土 木	第二四二號	上士幌村居邊無水地帯に水道敷設の件	上士幌村長 鈴木泰助
經 濟	第二四三號	家畜登録事業に對し道費補助の件	北海道指導農業協同組合連合會會長 松本六太郎
商 工	第二四四號	受電自家用施設に對し道費補助の件	初山別村長 前田廣紀
土 木	第二四五號	町村道厚田村大字塚來村一石符町字八の澤一當別町宇村木澤道路を地方費道に認定の件	厚田村長 酒井寛道
同	第二四六號	町同道濱中街道の内奔雁町並に床澤道路を準地方費道に認定の件	厚岸村長 土岐紀文
同	第二四七號	第二期十勝川治水工事着工の件	豊頃村長 佐藤義助
同	第二四八號	市町村道三號道路を準地方費道に昇格の件	岩見澤市長 山本英
衛 生	第二四九號	帯廣市に道立精神病院設置の件	帯廣市長 藤外十二名
土 木	第二五〇號	札幌市白石地區における旱害及び水害防止恒久対策促進の件	札幌市長 高山富與
同	第二五一號	町村道を準地方費道に昇格の件	香深村長 野村太市
同	第二五二號	忠類村更別村間北十一線道路開さく工事促進の件	忠類村長 遠藤清一
及開拓農地	第二五三號	檜山支廳管内農地委員會に對し道費補助の件	江差町農地委員 龍太郎

小澤武二  
竹内敏夫  
岸田實  
會計検査院  
會計検査院  
會計検査院  
全國都道府縣議會議長會事務局  
收書通報第二〇號  
失業對策年報  
昭和二十四年度  
第四回秋季國民體育大會記録  
決算統計  
觀光北海道

國立國會圖書館  
北海道失業對策本部  
第四回國民體育大會準備事務局  
會計検査院事務局  
長官房調布課  
北海道新聞社

衛	生同 第二五四號	町立羽幌病院を道立に移管の件	羽幌村長 邊 賢次郎 外四名
土	木同 第二五五號	町村道豊富雜炭内線砂利道補修工事に對し國費補助の件	豊富村長 馬 惣三郎
總	務同 第二五六號	北海道學藝大學函館分校にシニヤ設置の件	室蘭市長 熊 谷 綾 雄
商	工同 第二五七號	北海道中小炭鑛に對する融資の損失補償制度設定の件	北海道士長會々長札幌市長 高 田 富 興
及開	拓地同 第二五八號	阿寒村仁々志別原野干拓の件	阿寒村長 小 村 義 馬
土	木同 第二五九號	門別村沙流川下流の佐留太橋を鐵橋に架替の件	門別村長 松 本 末 吉 外一名
總	務同 第二六〇號	種牡綿羊並に種牡豚の家畜免稅の件	北海道指導農業協同組合連合會會長 松 本 六 太 郎
土	木同 第二六一號	開拓地災害橋梁費道費復舊費補助の件	江丹別村長 久 保 政 二 外二名
經	濟同 第二六二號	りんご、玉ねぎの生産検査廢止の件	農業復興會議々長 三 宅 康 次
林	務同 第二六三號	富良野市別平原を道立公園に指定の件	富良野町長 占 東 久 平
經	濟同 第二六四號	家畜傳染病豫防法に基く施設並に手数料の件	北海道指導農業協同組合連合會會長 松本六太郎外一四九名
林	務同 第二六五號	別海、標茶、和田村内を道立公園に指定の件	別海村長 中尾彰良 外三名
總	務同 第二六六號	道立森高等學校校舍増築學級増設の件	森町長 中 野 仁 吉 外五名
同	同 第二六七號	道立釧路ろう学校並に寄宿舎新築の件	北海道立釧路ろう学校後援會代表 北村衛也 外一四名
商	工同 第二六八號	地下資源開發に要する豫算追加計上に關する件	北海道士長會々長今 裕 裕 外四名
經	濟同 第二六九號	種牡牛馬の追加購入貸付の件	北海道指導農業協同組合連合會會長 松本六太郎 外二名

總	務同 第二七〇號	北海道教育委員會委員選舉費用の全額道費交付の件	北海道士長會々長 山田利 忠
土	木同 第二七一號	千歲町ケマフチ川上流改修工事施行の件	千歲町長 山 崎 友 一 外一名
衛	生同 第二七二號	看護婦養成所設置の病院へ道費補助の件	全道看護婦養成所設置病院代表 阿 部 政 三

▲陳 情

第五回定例道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

付託委員會	陳情番號	件 名	陳 情 者
土	木 陳情第一七一號	水害應急對策等急速實施に關する件	幌向村長 長谷川 源之丞
民	生同 第一七二號	國民健康保險制度確立に關する件	高城縣國民健康保險團體連合會理事長 麻生 寛 造
總	務同 第一七三號	標茶村に町制施行の件	標茶村長 千 葉 軍 治
商	工同 第一七四號	海藻加里、ヨード生産に關する件	北海道海藻工業株式會社 倉 上 政 幹
經	濟同 第一七五號	牧野の改良助長に關する件	北海道牧野振興會會長 湖 川 忠 雄 外二名
土	木同 第一七六號	龜田村「尻村間産業道路開さく」の件(外一件)	渡島支廳管内議會議長 會 澤 武 雄
經	濟同 第一七七號	酸性土壤改良促進の件	稚内市長 西岡 武 雄 外五町八村長及農協代表
總	務同 第一七八號	北海道綜合開發促進の件	北海道町村議會議長會々長 西 本 嘉 一
及開	拓地同 第一八〇號	大野平原開發に關する件	同
土	木同 第一七九號	青森函館間海底隧道開さく促進の件	同



總務	開農	民	民	同	開農	土	經	土	總	衛	土
務同	地同	生同	生同	同	地同	木同	濟同	木同	務同	生同	木同
第二三號	第二四號	第二五號	第二六號	第二八號	第二九號	第三〇號	第三二號	第三二號	第三三號	第三四號	第三五號
農業協同組合に對する附加價値税市税固定資産税等賦課反對に關する件	市町村農地委員會に對する國庫委託費増額道費補助金支出要請の件	消防施設強化擴充助成に關する件	消防水利施設に關する道費助成促進の件	由仁村に町制施行に關する件	北海道都市農地委員會連絡協議會に對し道費補助の件	美鶴橋架換工事施行の件	道有牝牛貸付に關する件	北海道屋外廣告物條例制定に關する件	昭和二十五年漁業權稅減免方に關する件	網走湖畔温泉徵候地試掘實施方に關する件	網走支廳管内土工組合救濟對策の件
第二回夕張市農民大會 田武夫 外一名	網走地區農地委員會大會 三浦辰三郎 三浦辰三郎	釧路支廳管内町村消防團長 齋藤	北海道消防協會會長 深見松太郎	由仁村長 多田了介 外一名	北海道都市農地委員會連絡協議會會長 福島利雄	美幌町長 近野吉次	上川支廳管内町村會長 古東久平 外三名	北海道市長會會長 高山富興	増毛郡增毛町大字稻葉町漁業會及外七名 藤原太郎 外七名	網走市長 吉田榮吉	北海道土工組合連合會 北見支部長 伊谷半次郎

地方自治法に關する質疑應答  
議會に關する事項

- 問一 閉會中の繼續審査の場合にその議案が後會に繼續するや否や。
- 二 會期不繼續の原則の適用される場合(1)議案は當然に再提出しなければならぬ。(2)この場合において提案者は當初提案の内容を變更して提出できるか。
- 三 會期不繼續の原則の適用されぬ場合(1)議案は再提出の要なし。(2)後會に繼續するのは次の議會を指すのか。(3)閉會中の繼續審査に期限を附して、例えば二月定例会の場合に次會(三月)を越えて五月定例会の開會までと期限を附した場合は五月定例会まで繼續するか。(4)繼續審査に期限を附せず審査未了の場合その完了まで順次後會に持越し差支えないか。
- 答一 前段お見込の通り。
- 二 一により承知された。
- 三 (1)(3)お見込の通り。(2)次の議會を指すとは限らない。
- 問一 「法第二四三條の二」中住民の意義は次の内何れか。
- 1 住民とは當該地方公共團體の長若しくは議會の議員を選挙する權利を有するもの。
- 2 住民は同法第十條による住民である。
- 3 (2)とすれば居住三カ月未満のもの並びに年令二十歳未満のものでこの場合住民となる。
- 二 「法第一七八條」地方公共團體の長の不信任を當該長が姿をかくし居所が分らず公務を怠つたことを理由として議決し又は長が何處にいるか判明しないとき不信任の効力如何。
- 三 會期終了日の會議が午後十一時五十九分になつても終了しないので直ちに會期延長をなしその儘會議を續行翌日に至り會議を行う場合
- 1 その儘會議を續行して翌日に及んでよいか。
- 2 或は一應十二時に散會の宣告をなし更に翌日の會議を開く旨を宣告するか。
- 答一 2お見込の通り

二 御照會のような場合  
知すればその議決の

三 2 お見込の通り、  
刻繰上通知は必ずし  
たため開議時刻に遅  
あることはいうまで

開一 第十六條について

(イ) 第五項中前二項の  
るものに準用する、  
めなければならな  
その機關の規則又は  
(ロ) 議會(事務局)の  
れば足りると思う  
らないか。

(イ) 一の公告式條例を  
告示を規定すること、

二 第十四條、第九十  
(イ) 従來事務局設置條  
の一部改正により

が、此の場合に於  
又は第九十六條第一  
事務局條例を議決

(ロ) なお、地方自治  
うとする場合は(二  
のであるか、此の  
治法で定める事務  
職課の組織服務体  
で定めているので

には、不信任の議決をした旨を長の住所地に通  
果は發生するものと解する。

お、この場合において欠席議員に對する開議時  
開議の有効要件ではないが、これを知らなかつ  
るような者のないよう適宜の措置を講ずべきで  
ない。

(公告式)

規定はその機關の定める規則規程で公表を要す  
あるを以て、機關は各自その公告式を條例で定  
と解すべきであるか、又は規則規程に關しては  
規程で定むべきであるか。

公表すべきものについては、單に縣報に登載す  
必ず條例(規則又は規定)で制定しなければな  
以つて、條例及び規則規程等凡てを包含して公  
は差支えないと思考するかどうか。

條について(條例制定)

例を定めていたのであるが、今次の地方自治法  
務局條例(假稱)に改正しようとするのである  
は第十四條第一項により制定して差支えないか  
項により一應議會の議決の指定をうけて、更に  
の段階を経なければならぬか。

又は法令中條例事項以外のものを條例で定めよ  
政事務を除く)凡て前段の議決を経るを要する  
合の法的根據、追て前記事務局條例には地方自  
長及び書記以外の職員の設定及び任免職員の補  
休暇「職員給料旅費恩給」( )内は別に條例  
複しないこととする等の事項を定めようとする

ものである。(大體縣吏員の例  
三 第三百三十八條、第二百四條に

「議會書記」議會事務局書記  
答一 (イ) 御照會の趣旨が明らか  
(ロ) 公表の方法については  
(イ) お見込の通り。

二 (イ) 都道府縣の事務局は、  
されたものがあるが、事務  
る事項については、法第九  
で規定して差支えない。  
なお、職員服務等について

(イ) 議會の權限に屬する事項  
きは、法第九十六條第二項  
三 「書記を命ずる」で差支